年報第７号

# 平成 30 年度
# 福岡共同公文書館年報




令和元年７月

# 目　　次


## Ⅰ　福岡共同公文書館の概要

1　設置目的 …… 1
2　運　　営 …… 1
3　沿　　革 …… 1
4　組　　織 …… 2
5　施　　設 …… 2

## Ⅱ　事業実績

1　事業実績一覧 …… 3
2　予算概要 …… 5
3　歴史公文書等の保存
（1）公文書の受入れ・選別・保存 …… 5
（2）行政資料 …… 5
（3）マイクロフィルム化 …… 5
（4）補修・製本 …… 5
4　利用普及・啓発
（1）常設展・企画展 …… 6
（2）講演会・公開講座 …… 8
（3）研修会 …… 9
（4）ぶらっとツアー …… 9
（5）広報 …… 9
（6）デジタル化 …… 9
（7）情報発信 …… 9
5　利用状況
（1）来館者の状況 …… 10
（2）研修室の利用状況 …… 10
（3）会議室の利用状況 …… 10
（4）視察・見学の受入状況 …… 11
（5）特定歴史公文書の利用状況 …… 11
（6）レファレンスの状況 …… 11

## Ⅲ　論考

1　市町村の文書管理規程等にみる歴史公文書の取扱について…… 12
2　市町村の現地選別における報告と今後の課題…… 13
3　福岡県における自治体広報紙の特徴…… 14
4　福岡共同公文書館における企画展示の効果と展望…… 21
5　福岡共同公文書館における利用審査について …… 28

## Ⅳ　参考資料

1　福岡県立公文書館条例 …… 30
2　福岡県市町村公文書館条例 …… 39

## Ⅰ　福岡共同公文書館の概要

### 1　設置目的

福岡県と県内全市町村（政令市を除く。）の長期にわたり重要な価値を有する公文書等を住民の共通の財産として継続的に後世へ伝えるため、これらの公文書等を体系的に選別・保存し、一般の利用に供するとともに、公文書等の管理・保存・利用に関連する調査研究を行い、行政に活用することにより、効果的な行政運営に寄与することを目的としています。

### 2　運　　営

福岡県と県内市町村（政令市を除く。）が共同で設置・運営しています。市町村では、福岡県市町村自治振興組合（以下「組合」という。）が運営主体となり、県と組合が共同で管理運営しています。このため、「福岡共同公文書館」は、県が設置している「福岡県立公文書館」と 組合が設置している「福岡県市町村公文書館」の総称となります。正式名称は各条例で定める以下のとおりです。

正式名称：福岡県立公文書館（福岡県立公文書館条例）
　　福岡県市町村公文書館（福岡県市町村公文書館条例）

### 3　沿　　革

| | |
|---|---|
| 昭和 60 年　3 月 | 福岡県情報公開審議会から「文書館」の設置を検討課題とするよう提言があり、昭和 61 年から福岡県は歴史的価値のある公文書の選別保存を開始 |
| 平成 17 年 11 月 | 県内外の有識者から福岡県に対し、また翌 18 年 1 月には県市長会、県町村会に対し、公文書館の設置に関する要望書が提出される。 |
| 平成 18 年　6 月 | 外部有識者で構成する「福岡県共同公文書館基本構想検討委員会」を設置し、同年 12 月、知事に「福岡県共同公文書館基本構想」を答申 |
| 平成 19 年　7 月 | 県と市町村の代表者で構成する「共同公文書館基本計画策定委員会」を設置し、同委員会において、共同公文書館の施設規模、管理運営体制などの諸課題を協議、検討し、翌 20 年 4 月、「福岡県共同公文書館基本計画」を策定、公表 |
| 平成 21 年　4 月 | 市町村側の公文書館の運営主体を福岡県自治振興組合とすることを決定 |
| 平成 21 年　5 月 | 公文書館運営の実務的課題を検討するため、県と市町村の実務者レベルで構成する「共同公文書館ワーキングチーム」を設置し、歴史的文書の評価選別基準、公文書館設置条例などに規定すべき事項、開館後の企画展示などの検討を開始 |
| 平成 22 年 10 月 | 建築工事着工 |
| 平成 23 年 12 月 | 施設竣工 |
| 平成 24 年　4 月 | 福岡県立公文書館条例及び福岡県市町村公文書館条例施行（組織としての共同公文書館開設）並びに歴史公文書の受入開始 |
| 平成 24 年 11 月 | 開館（11 月 18 日） |
| 平成 29 年 11 月 | 開館 5 周年記念行事（11 月 18 日） |

※　福岡共同公文書館は基本構想や基本計画の段階では「福岡県共同公文書館」という仮称で呼ばれていました。

## 4　組　　織

県職員３名、組合職員３名及び非常勤嘱託職員９名の計 15 名で構成しています（平成 30 年度）。職員は県及び組合から併任辞令を受け、共同で事務を処理しています。また、県及び組合それぞれに特定歴史公文書利用審査会と運営専門協議会を設置しています。

館長 ― 副館長
- **総務企画班**　（班長（副館長が兼務）以下６名、うち非常勤職員３名）
  利用案内、普及・啓発、施設管理、庶務会計
- **文書班**　（班長以下８名、うち非常勤職員６名）
  文書の受入れ、選別、整理、保存

諮問・答申

**福岡県特定歴史公文書利用審査会**
**福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会**
特定歴史公文書の利用に係る
不服申し立て等について審査
※ 委員は兼務（３名）

専門的知見の活用

**福岡県立公文書館運営専門協議会**
**福岡県市町村公文書館運営専門協議会**
利用促進の取組みや所蔵文書の
保存等に関する意見
※ 委員は兼務（５名）

## 5　施　　設

所在地　　：福岡県筑紫野市上古賀１丁目３番１号（〒818－0041）
構造・規模：鉄筋コンクリート造、地上３階（一部４階）
敷地面積　：6,129 ㎡
延床面積　：5,421 ㎡（文書保存庫 2,516 ㎡）
駐車場　　：あり
開館　　：平成 24 年 11 月 18 日
文書保存庫：書架延長 26.4km（定温定湿にて管理）
研修室　　：収容人数 90 名（171 ㎡）1,150 円／時間
会議室　　：収容人数 16 名（58 ㎡）　390 円／時間

館内平面図

１階




２階




※ 文書保存庫は、２階、３階に配置し、４階は太陽光発電設備を設置しています。

## Ⅱ　事業実績

### 1　事業実績一覧（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

**平成30年（2018）**

4月1日　常設展示「公文書にみる福岡140年のあゆみ」
12日　福岡県市町村職員新規採用職員研修（受入）
19日　福岡県市町村職員新規採用職員研修（受入）
24日　古文書解読講座（粕屋町立歴史資料館）
26日　福岡県市町村職員新規採用職員研修（受入）
5月6日　鹿児島県議会議員来館・施設見学（受入）
10日　福岡県市町村職員新規採用職員研修（受入）
15日　現地選別　（大刀洗町）
17日　福岡県市町村職員新規採用職員研修（受入）
福岡県文書事務担当者研修会（～18日福岡県庁）
22日　古文書解読講座　（粕屋町立歴史資料館）
23日　福岡共同公文書館運営会議
24日　福岡県市町村職員新規採用職員研修（受入）
30日　福岡県議会議員来館・施設見学（受入）
福岡県市町村文書事務担当者研修会にて説明
6月6日　石狩市情報政策課視察（受入）
7日　全国公文書館長会議　（～8日　東京都）
14日　九州大学LSS・ワンビシアーカイブズ研修（実施）
26日　古文書解読講座　（粕屋町立歴史資料館）
28日　平成30年度　第1回運営専門協議会
30日　自治労ふくおか南筑後総支部視察（受入）
古文書解読講座　（粕屋町立歴史資料館）
7月5日　現地選別　（みやま市）
10日　西南学院大学法学部施設見学（受入）
現地選別　（豊前市）
12日　福岡共同公文書館パネル展（～31日）
（福岡県庁ロビー）
13日　福岡県公文書館等連絡会議（太宰府市公文館）
18日　明治150年企画展示（～9/22日）
西南戦争 ― かけめぐる情報 ―
7月19日　小竹町教育委員会学び体験講座館外学習（受入）
20日　現地選別　（苅田町）
21日　ケーブルステーション福岡「2755（つなGO!GO!）」放送
24日　古文書解読講座（粕屋町立歴史資料館）
25日　福岡県高校生インターンシップ研修生受入（～28日）
26日　現地選別　（赤村）
第15回アーカイブレコーディングセミナー（東京都）
28日　講演会
報じられた西南戦争　―新聞・実録・錦絵―
（講師：北九州市立大学　准教授　生住昌大氏）
31日　福岡県高校生インターンシップ研修生受入（～8/2）
8月4日　TVQ「飛び出せ!サークル“ふくおか研”」放送
9日　現地選別　（豊前市）
17日　大学生インターンシップ研修生受入（～23日）
21日　古文書解読講座　（粕屋町立歴史資料館）
27日　アーカイブズ研修Ⅰ（～31日　東京都）
大学院アーカイブズ実習生受入（～9/7）
福岡共同公文書館パネル展（～9/7日）
（福岡県庁ロビー）
30日　現地選別　（糸田町）
宮若市政治学級視察研修（受入）
31日　地方行政連絡会議（公文書館の取組について発表）
9月8日　公開講座　和綴じ講座
（講師：元福岡女子短期大学　准教授　倉本優子氏）
9日　アーカイブス研修Ⅲ・前期　（～14日　東京都）
15日　大刀洗町公民館講座歴史倶楽部見学（受入）
21日　現地選別　（川崎町）
26日　古文書解読講座　（粕屋町立歴史資料館）
10月5日　現地選別　（芦屋町）
11日　現地選別　（東峰村）
13日　脇山小学校主基斎田90周年記念事業（出張展示）

## 平成31年（2019）

10月15日　アーカイブス研修Ⅲ・中期　（～19日　東京都）

16日　太宰府市政治学級社会科見学（受入）

17日　静岡県議会総務委員会視察研修（受入）

18日　九州大学等主催自治体向けワークショップ
（講演：九州大学大学院　教授　岡崎　敦氏）

19日　福岡県市町村支援課実務研修生視察（受入）

24日　IPMセミナー　（九州国立博物館）

30日　古文書解読講座　（粕屋町立歴史資料館）

31日　福岡県副市町村長・人事担当課長会議（文書移管説明）

11月1日　糸島市立可也公民館社会見学（受入）

8日　現地選別　（新宮町）

12日　現地選別　（～19日　福岡県）

13日　現地選別　（桂川町）

15日　平成30年度 第2回 運営専門協議会

17日　熊本学園大学経済学部准教授来館・施設見学（受入）

20日　大刀洗町公民館社会見学（受入）

21日　福岡県公文書館等連絡会議
（講師：九州大学大学院　教授　岡崎　敦氏）

26日　現地選別　（柳川市）

27日　古文書解読講座　（粕屋町立歴史資料館）

赤村社会教育委員の会視察研修（受入）

29日　現地選別　（嘉麻市）

福岡市東区千早西校区男女共同参画協議会
視察研修（受入）

12月4日　福岡県有期文書選別会議　（福岡県庁）

12日　大牟田市吉野地区公民館社会見学（受入）

18日　古文書解読講座　（粕屋町立歴史資料館）

26日　福岡共同公文書館主催事業
「ぶらっとツアー」

27日　埼玉県春日部市議会視察研修（受入）

1月5日　福岡共同公文書館主催事業
「ぶらっとツアー」

15日　アーカイブス研修Ⅱ　（～17日　東京都）

16日　内閣府視察（受入）

筑紫野市政治学級視察研修（受入）

22日　古文書解読講座　（粕屋町立歴史資料館）

23日　筑豊文化財行政連絡協議会視察研修（受入）

福岡県市町村文書担当課長会議
（講師：西南学院大額　教授　勢一智子氏）

25日　古文書保存基礎講座　（九州国立博物館）

2月5日　企画展　近代福岡の公共建築物
― 移り変わるまちの記憶 ―

公開講座　はじめてのくずし字 ①（5日）・②（19日）
（講師：福岡共同公文書館　荻野寛美　相談員）

19日　筑紫野南中学校職場体験（～20日　受入）

23日　講演会①
福岡・北九州の近代化遺産
～都市の発展と地域を彩る各種産業～
（講師：九州大学大学文書館　協力研究員　市原猛志氏）

講演会②
近代日本の府県庁舎
― 旧福岡県庁をめぐる建築資料と歴史資料 ―
（講師：九州歴史資料館　学芸員　渡部　邦明氏）

26日　古文書解読講座　（粕屋町立歴史資料館）

27日　先進地視察　（～28日）
（高松市立文書館・京都府立京都学歴彩館）

3月5日　先進地視察　（～6日）
（京都市立学校歴史博物館・京都大学大学文書館）
（尼崎市立地域研究史料館）

9日　公開講座　和綴じ講座
（講師：元福岡女子短期大学　准教授　倉本優子氏）

18日　大阪大学社学共創セミナー（大阪府）
「地域の記録を守り伝える-公文書館の課題と未来-」

## 2　予算概要

福岡県の一般会計から予算執行し、運営費の 1/2 を市町村公文書館分負担金として年度末に福岡県自治振興組合が県に納付しています。

（1）　歳入　　（単位：円）

| 区分 | 説明 | 予算額 | 決算額 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 行政財産使用料 | 行政財産使用料、施設使用料 | 16,000 | 16,042 | -42 |
| | 公文書館使用料 | 119,000 | 32,590 | 86,410 |
| 自治振興組合負担金 | 市町村公文書館分負担金 | 35,805,000 | 33,882,336 | 1,922,664 |
| 諸収入 | 雇用保険被保険者負担分 | 41,000 | 36,596 | 4,404 |
| | 雑入（複写費用等） | 33,000 | 194,680 | -161,680 |
| 一般財源 | | 40,517,000 | 36,779,267 | 3,737,733 |
| 歳入合計 | | 76,531,000 | 70,941,511 | 5,589,489 |

（2）　歳出　　（単位：円）

| 区分 | 説明 | 予算額 | 決算額 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 嘱託職員、利用審査会委員報酬等 | 16,026,000 | 14,431,408 | 1,594,592 |
| 報償費 | 講師、運営専門協議会委員報酬等 | 259,000 | 223,600 | 35,400 |
| 旅費 | アーカイブズ研修、市町村支援等 | 1,904,000 | 1,598,030 | 305,970 |
| 需用費 | 光熱水費、消耗品費、印刷製本費等 | 17,812,000 | 14,318,637 | 3,493,363 |
| 役務費 | 通信料等 | 798,000 | 635,020 | 162,980 |
| 委託料 | 文書運搬、製本修復、施設管理費 | 35,967,000 | 36,311,879 | -344,879 |
| 使用料及び賃借料 | 資料検索システムリース等 | 3,761,000 | 3,422,937 | 338,063 |
| 負担金補助及び交付金 | 甲種防火管理者新規講習会受講費用 | 4,000 | 0 | 4,000 |
| 歳出合計 | | 76,531,000 | 70,941,511 | 5,589,489 |

## 3　歴史公文書等の保存

当館では現在、歴史公文書と行政資料を合わせて約１１万冊を配架しています。閲覧室に配架した行政資料は、どなたでも自由に閲覧いただけます。

（1）公文書の受入れ・選別・保存

| | 選別対象文書 | | 整理状況 | | | 配架累計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 前年度未整理分 | 新規受入 | 保　存 | 返還・廃棄 | 翌年度繰越 | |
| 県　文　書 | 2,386　冊 | 3,366 冊 | 5,539 冊 | 213 冊 | 0　冊 | 41,977　冊 |
| 市町村文書 | 2,074　冊 | 7,119 冊 | 4,526 冊 | 557 冊 | 4,110　冊 | 34,893　冊 |
| 合　　計 | 4,460　冊 | 10,485 冊 | 10,065 冊 | 770 冊 | 4,110　冊 | 76,870　冊 |

（2）行政資料

| | 収集数 | 配架累計 |
|---|---|---|
| 県 行 政 資 料 | 369　冊 | 24,902　冊 |
| 市町村行政資料 | 1,728　冊 | 5,789　冊 |
| その他行政資料 | 1,833　冊 | 7,647　冊 |
| 合　　計 | 3,930　冊 | 38,338　冊 |

（3）マイクロフィルム化

県文書及び市町村文書のうち、青焼き紙のため文字が消えかかっているもの等について、県文書 78 冊（56 リール）のマイクロフィルム撮影と複製フィルムの作成を行いました。累計で 1,229 冊（637 リール）です。

（4）補修・製本

移管された文書のうち、表紙や綴じ紐が外れかかっているもの及び虫食いや破損している状況にあるものを対象として、212 冊の製本補修を実施しました。移管後の補修・製本累計は 1,280 冊です。

## 4　利用普及・啓発

### （1）常設展・企画展

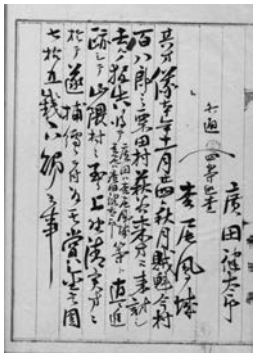
当館 1 階展示室において、以下のとおり展示会を開催しました。企画展「西南戦争―かけめぐる情報―」は、過去最多の観覧者数を記録しました。

また、多くの方々に当館の取組を知っていただくため、小学校や福岡県庁に出向いて出張展示を行いました。

| 種別 | タイトル | 期間 | 観覧者数 |
|---|---|---|---|
| 企画展 | 西南戦争　― かけめぐる情報 ― | 平成 30 年 7 月 18 日～9 月 22 日 | 1,604 名 |
| 企画展 | 近代福岡の公共建築物<br>― 移り変わるまちの記憶 ― | 平成 31 年 2 月 5 日～3 月 20 日 | 603 名 |
| 常設展 | 公文書にみる福岡のあゆみ<br>― 福岡県の誕生と市町村合併 ― | 平成 30 年 4 月 1 日～7 月 8 日<br>平成 30 年 10 月 2 日～12 月 27 日<br>平成 31 年 1 月 5 日～1 月 27 日 | 867 名<br>375 名<br>117 名 |
| 出張展示 | 「昭和の主基斎田」「福岡共同公文書館パネル展」<br>（場所：福岡市立脇山小学校体育館） | 平成 30 年 6 月 16 日<br>平成 30 年 10 月 13 日 | ― |
| 出張展示 | 福岡共同公文書館パネル展<br>（場所：福岡県庁ロビー） | 平成 30 年 7 月 12 日～7 月 31 日<br>平成 30 年 8 月 27 日～9 月 7 日 | ― |

**企画展「西南戦争 ― かけめぐる情報 ― 」**

国内最後の内戦といわれる西南戦争では、当時最新の通信手段であった電報が大いに活用され、創刊間もない新聞が戦況を随時報道し、錦絵が戦争の様子を色彩豊かに伝えました。電報が飛び交い、錦絵が描き出す新たな西南戦争の世界をお届けしました。



▲辞令原簿（福岡県公文書）






参加者の声（アンケート結果抜粋）

- 多くの錦絵が展示されており西南戦争の様子が見て取れたので良くわかりました。
- 福岡県を中心とした西南戦争の姿が良い。
- 公的文書から俗的な出版物まで含めてどのように人々に伝えられていたか、わかりやすい説明とともに知ることができました。
- 田原坂、植木の戦跡、記念館多くの官軍基地すべて訪れましたが、これらの文書は初！
- 大満足です。当時、こういう広報活動がなされていたことにおどろくばかりで大収穫でした。
- 単なる西南戦争の経緯ではなく、電報・報道といった着眼点が良かったです。

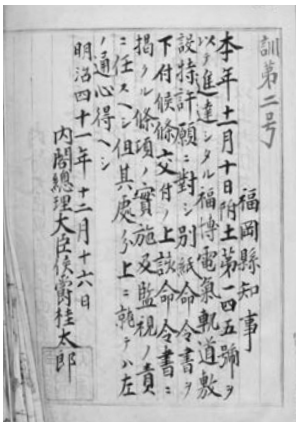
## 企画展「近代福岡の公共建築物 ― 移り変わるまちの記憶 ―」

まちの顔として、地域の歴史や記憶を彩ってきた公共建築物を、絵葉書や地図、設計図面、歴史公文書などの史料を用いて、明治期以降の福岡が近代的な都市に発展していく様子を紹介しました。






▲「旧直方町役場」（福岡県公文書）



福博電気軌道敷設特許願に対する通知 ▶
（福岡県公文書）

参加者の声（アンケート結果抜粋）

・福岡の近代建築はすばらしく、カッコイイものがたくさんあったのだと再認識しました。
・古き良きレンガ造りの建造物に興味があり生まれる前の昔の福岡の街並みを見たり、鳥瞰図で思い巡らすことができました。
・鳥瞰図や絵葉書で当時の事が分かってとても面白く、すばらしい歴史的史料だと思います。
・赤レンガ館の実測図や大牟田市役所の図面および新聞記事が特に印象的でした。
・門司市役所と九州帝国大学工学部本館の建築図面が並列展示されていたため分かりやすかった。

## 出張展示「昭和の主基斎田」「福岡共同公文書館パネル展」（福岡市立脇山小学校体育館）

脇山主基斎田 90 周年記念事業のお田植え祭（6 月 16 日）と稲刈り（10 月 13 日）に出張展示を行いました。「昭和の主基斎田（平成 28 年度企画展作成パネル）」では写真や文献、公文書を用いて当時の様子を紹介しており、脇山小学校児童と地域の方による「お田植舞」が脈々と伝承されていることがわかりました。





## 出張展示「福岡共同公文書館パネル展」（福岡県庁ロビー）

開館して 6 年が過ぎた「福岡共同公文書館」ですが、もっと多くの方々に当館の取組みを知っていただくとともに、開催中の企画展「西南戦争―かけめぐる情報―」の PR を行いました。



2）講演会・公開講座

**○ 公開講座「和綴じ講座」**

初めての方を対象に和綴じ本づくりをしました。和本リテラシーを知る（講義）と和本づくりの 2 部構成になっており、参加者の満足げな表情が印象的でした。



開催日：平成 30 年 9 月 8 日（土）・平成 31 年 3 月 9 日（土）
時　間：13 時 00 分～16 時 00 分
講　師：倉本 優子 氏
（前福岡女子短期大学文化コミュニケーション学科 准教授）
参加者：32 名　・　28 名

**○ 講演会「報じられた西南戦争―新聞・実録・錦絵―」**

企画展示資料の解説や時代背景を踏まえた講演で、錦絵や実録の「実物」を受講者に触れさせながら、どのように伝わっていったのか、伝えられたのか―その手法についてわかりやすく講演していただきました。



開催日時：平成 30 年 7 月 28 日（土）14 時 00 分～15 時 30 分
講　師：生住　昌大 氏
（北九州市立大学　文学部比較文化学科　准教授）
参加者：158 名

**○公開講座「はじめてのくずし字」**（連続講座／全２回）

くずし字学習の基礎となる仮名文字の読み方やくずし字辞典の使い方などの講座を行いました。



開催日：平成 31 年 2 月 5 日（火）・2 月 19 日（火）
時　間：13 時 30 分～16 時 00 分
講　師：荻野 寛美 氏（福岡共同公文書館 相談員）
参加者：40 名

**○ 講演会「福岡・北九州の近代化遺産～都市の発展と地域を彩る各種産業～」**

普段の景色や街並みに多くの歴史が残されており、産業の発展とともに多くの建築物が変化していく中、図面資料等が先達の功績を示す物的証拠となることを伝えていただきました。



開催日時：平成 31 年 2 月 23 日（土）13 時 30 分～15 時 00 分
講　師：市原　猛志 氏（九州大学大学文書館　協力研究員）
参加者：78 名

**○ 講演会「近代日本の府県庁舎―旧福岡県庁をめぐる建築資料と歴史資料―」**

旧福岡県庁の建築や移転・機構について、お話しいただきました。また、戦前建築の都道府県庁についてもたくさんの写真資料提供とエピソードの紹介をしていただきました。



開催日時：平成 31 年 2 月 23 日（土）15 時 10 分～16 時 30 分
講　師：渡部　邦昭 氏（九州歴史資料館　学芸員）
参加者：78 名

（3）研修会

市町村文書事務担当課長会議を、1 月 23 日に開催しました。西南学院大学法学部教授の勢一智子氏に「人口減少社会における公文書管理に向けて」と題した講演をいただき、少人数の職員で自治体の公文書管理をどのように実践するかについてワークショップを行いました。



（4）ぶらっとツアー

12 月 26 日と 1 月 5 日に、事前申込不要の「ぶらっとツアー」を実施しました。小学生を含む 40 名の参加者からは、「立派な建物があるのは知っていたが、何をしている所がわからなかった。今度は企画展に来ます。」という声をいただきました。



（5）広報

年報第 6 号(6 月)及び福岡共同公文書館だより第 13 号(9 月)、第 14 号（2 月）を発行しました。

また、企画展開催の時期には、県や市町村の広報紙への掲載依頼に加えて、新聞掲載や地上波放送局及びケーブルテレビに出演して告知しました。



（6）デジタル化

当館が所蔵する文書のうち、利用が見込まれるものを中心に デジタルデータ化し、当館ホームページから閲覧できるようにして 公開することにより、利用者の利便性の向上と特定歴史公文書の普及促進を図るものです。今年度は 17 冊(3,181 コマ)を公開し、累計が 402 冊(30,115 コマ）となっています。

（7）情報発信

一人でも多くの方に「福岡共同公文書館」の存在と魅力を知っていただき、来館・利用いただくために、ブログ・フェイスブック・ツイッターを通じて情報発信しています。公文書に関することだけではなく、敷地内に咲く一輪の花や豆知識など、当館が身近に感じられる情報も伝えています。









## 5　利 用 状 況

（1）来館者の状況

| 年　　月 | 開館日数（日） | 来館者数（人） | 来館者数平均（人/日） | 利用者数（人） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 展示室 | 閲覧室 |
| 平成30年 4月 | 24 | 371 | 15 | 352 | 302 |
| 平成30年 5月 | 23 | 407 | 18 | 379 | 268 |
| 平成30年 6月 | 26 | 155 | 6 | 103 | 36 |
| 平成30年 7月 | 25 | 597 | 24 | 545 | 129 |
| 平成30年 8月 | 26 | 606 | 23 | 597 | 74 |
| 平成30年 9月 | 20 | 501 | 25 | 495 | 60 |
| 平成30年10月 | 25 | 187 | 7 | 151 | 101 |
| 平成30年11月 | 24 | 212 | 9 | 163 | 119 |
| 平成30年12月 | 21 | 74 | 4 | 61 | 54 |
| 平成31年 1月 | 22 | 157 | 7 | 117 | 95 |
| 平成31年 2月 | 23 | 441 | 19 | 406 | 72 |
| 平成31年 3月 | 26 | 223 | 9 | 197 | 82 |
| **合計（平均）** | **285** | **3,931** | **(14)** | **3,566** | **1,392** |

（2）研修室の利用状況

| | 一般利用 | | 視察対応 | | 自主事業 | | その他 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 |
| 平成30年 4月 | 0 | 0 | 3 | 280 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 280 |
| 平成30年 5月 | 0 | 0 | 3 | 274 | 1 | 49 | 0 | 0 | 4 | 323 |
| 平成30年 6月 | 1 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 40 |
| 平成30年 7月 | 0 | 0 | 1 | 24 | 2 | 137 | 0 | 0 | 3 | 161 |
| 平成30年 8月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成30年 9月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 43 | 0 | 0 | 1 | 43 |
| 平成30年10月 | 1 | 55 | 3 | 37 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 92 |
| 平成30年11月 | 3 | 70 | 1 | 26 | 1 | 15 | 0 | 0 | 5 | 111 |
| 平成30年12月 | 0 | 0 | 1 | 13 | 1 | 13 | 0 | 0 | 2 | 26 |
| 平成31年 1月 | 0 | 0 | 1 | 9 | 2 | 74 | 0 | 0 | 3 | 83 |
| 平成31年 2月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 160 | 0 | 0 | 3 | 160 |
| 平成31年 3月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 40 | 0 | 0 | 1 | 40 |
| **合計** | **5** | **165** | **13** | **663** | **12** | **531** | **0** | **0** | **30** | **1,359** |

（3）会議室の利用状況

| | 一般利用 | | 視察対応 | | 自主事業 | | その他 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 |
| 平成30年 4月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 平成30年 5月 | 0 | 0 | 1 | 4 | 2 | 12 | 0 | 0 | 3 | 16 |
| 平成30年 6月 | 1 | 5 | 2 | 18 | 1 | 6 | 1 | 4 | 5 | 33 |
| 平成30年 7月 | 2 | 20 | 1 | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 | 5 | 25 |
| 平成30年 8月 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 5 | 0 | 0 | 2 | 7 |
| 平成30年 9月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 28 | 0 | 0 | 3 | 28 |
| 平成30年10月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成30年11月 | 1 | 7 | 0 | 0 | 1 | 7 | 0 | 0 | 2 | 14 |
| 平成30年12月 | 0 | 0 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| 平成31年 1月 | 0 | 0 | 2 | 20 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 | 21 |
| 平成31年 2月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 | 1 | 7 | 3 | 14 |
| 平成31年 3月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 17 | 0 | 0 | 2 | 17 |
| **合計** | **4** | **32** | **8** | **53** | **16** | **87** | **2** | **11** | **30** | **183** |

（４）視察・見学の受入状況

（月別集計）

| | 件数 | 人数 |
|---|---|---|
| 平成30年 4月 | 4 | 281 |
| 平成30年 5月 | 6 | 310 |
| 平成30年 6月 | 2 | 18 |
| 平成30年 7月 | 6 | 43 |
| 平成30年 8月 | 1 | 2 |
| 平成30年 9月 | 2 | 49 |
| 平成30年10月 | 4 | 71 |
| 平成30年11月 | 6 | 81 |
| 平成30年12月 | 3 | 32 |
| 平成31年 1月 | 5 | 69 |
| 平成31年 2月 | 1 | 3 |
| 平成31年 3月 | 1 | 40 |
| **合計** | **41** | **999** |
| 前年同期合計 | 37 | 1,029 |

（利用者区分別集計）

| 区　　分 | 件数 | 人数 |
|---|---|---|
| 県内自治体職員 | 15 | 680 |
| 行政職員 | 14 | 665 |
| 公文書館関係者 | 1 | 15 |
| その他 | 0 | 0 |
| 国・県外自治体職員 | 2 | 11 |
| 行政職員 | 2 | 11 |
| 公文書館関係者 | 0 | 0 |
| 議会関係者 | 4 | 26 |
| 教育・学校等関係者 | 3 | 26 |
| 図書館関係者 | 0 | 0 |
| 博物館関係者 | 1 | 1 |
| 学校関係者 | 2 | 25 |
| 区長等行政関係団体 | 10 | 138 |
| その他 | 7 | 118 |
| 合計 | 41 | 999 |

（５）特定歴史公文書の利用状況

| 年　　月 | 利用請求 | | | | | | | | | | 行政利用 | | | | 合計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 県 | | | | 市町村 | | | | うち自治体間利用 | | 県 | | 市町村 | | 県 | | 市町村 | |
| | 一般請求 | | 簡易閲覧 | | 一般請求 | | 簡易閲覧 | | | | | | | | | | | |
| | 件数 | 冊 | 件数 | 冊 | 件数 | 冊 | 件数 | 冊 | 件数 | 冊 | 件数 | 冊 | 件数 | 冊 | 件数 | 冊 | 件数 | 冊 |
| 平成30年 4月 | 2 | 16 | 6 | 28 | 3 | 27 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 | 0 | 0 | 10 | 49 | 4 | 28 |
| 平成30年 5月 | 1 | 8 | 6 | 19 | 2 | 36 | 4 | 15 | 1 | 8 | 5 | 28 | 2 | 10 | 12 | 55 | 8 | 61 |
| 平成30年 6月 | 6 | 41 | 5 | 25 | 2 | 29 | 1 | 6 | 1 | 5 | 2 | 8 | 1 | 41 | 13 | 74 | 4 | 76 |
| 平成30年 7月 | 1 | 3 | 4 | 26 | 3 | 24 | 3 | 19 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 6 | 32 | 6 | 43 |
| 平成30年 8月 | 2 | 9 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 10 | 1 | 9 | 5 | 20 | 2 | 11 |
| 平成30年 9月 | 0 | 0 | 2 | 14 | 2 | 7 | 2 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 9 | 2 | 14 | 5 | 38 |
| 平成30年10月 | 4 | 21 | 6 | 67 | 3 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 6 | 2 | 16 | 12 | 94 | 5 | 44 |
| 平成30年11月 | 1 | 3 | 6 | 70 | 0 | 0 | 3 | 7 | 0 | 0 | 1 | 5 | 3 | 31 | 8 | 78 | 6 | 38 |
| 平成30年12月 | 3 | 17 | 3 | 12 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 10 | 1 | 9 | 8 | 39 | 2 | 11 |
| 平成31年 1月 | 1 | 13 | 4 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 1 | 9 | 6 | 32 | 1 | 9 |
| 平成31年 2月 | 4 | 29 | 7 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 6 | 3 | 17 | 12 | 58 | 3 | 17 |
| 平成31年 3月 | 3 | 22 | 11 | 40 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 14 | 62 | 3 | 5 |
| 合計 | 28 | 182 | 61 | 338 | 17 | 155 | 16 | 73 | 4 | 16 | 19 | 87 | 16 | 153 | 108 | 607 | 49 | 381 |

（６）レファレンスの状況

| | 利用手段（件） | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 来館(A) | 電話(B) | 電子メール等（C） | (A) ＋ (B) ＋ (C) |
| 平成30年 4月 | 2 | 4 | 1 | 7 |
| 平成30年 5月 | 3 | 3 | 0 | 6 |
| 平成30年 6月 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 平成30年 7月 | 2 | 2 | 1 | 5 |
| 平成30年 8月 | 6 | 6 | 2 | 14 |
| 平成30年 9月 | 2 | 4 | 2 | 8 |
| 平成30年10月 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 平成30年11月 | 4 | 1 | 0 | 5 |
| 平成30年12月 | 2 | 2 | 2 | 6 |
| 平成31年 1月 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 平成31年 2月 | 3 | 2 | 1 | 6 |
| 平成31年 3月 | 3 | 7 | 0 | 10 |
| 合計 | 29 | 33 | 11 | 73 |

# 論　　考

# 市町村の文書管理規程等にみる歴史公文書の取扱いについて

文書班　主任専門員　佐藤　秀行

福岡共同公文書館は県の歴史公文書と市町村の歴史公文書の移管を受け、保存することとなっている。県の歴史公文書は、毎年、定期的に有期文書、長期文書の選別を行い、歴史公文書については当館に移管される。しかしながら、市町村においては定期的に移管のある市町村もあるが、多くの市町村で移管がスムーズに進んでいないのが現状である。

現地選別で各市町村を訪問すると、文書の管理がそれぞれの市町村でまちまちであることがわかる。総務課などの文書担当課で全庁分の文書を管理しているところもあれば、各主管課で文書を管理し、全体の文書が文書担当課では把握できてないところもある。また、文書管理システムが導入されていないため、文書リストの作成がなされていない自治体もある。各市町村においては、少ない職員で多くの事務をこなしていかなければいけないため、文書の管理になかなか手がまわらない状況があると思われる。

そこで、各市町村の文書管理規程（規則）等（以下「規程等」という。）では歴史公文書の取扱いがどのようになっているのか調べてみた。

今回、規程等を調べるにあたっては、平成３０年１１月末現在のホームページなどの web 上での例規集から調査した。また、web 上に公開されていない自治体にあっては、直接規程等を取り寄せた。政令市を除く県内５８市町村の規程等を調査対象としている。

まず、規程等に歴史公文書の保存について規定があるかどうかを調べた。規定のある自治体が５６市町村、規定のない自治体が２町あった。規定のない一つの町は、公文書管理法の施行以前に規程等の最終改正が行われており、もう一つの町は、平成３０年の最終改正になっていたが、歴史公文書についての規定はなかった。

次に、規程等に歴史公文書に関する規定のある自治体で、公文書館への移管を規定している自治体の有無を調べた。規定がある自治体が４９市町村、規定のない自治体が７市町であった。この７市町は、歴史公文書については「選別し、別に保存する。」という表現にしていた。

また、歴史公文書かどうかを誰が判断するかについては、文書主管課長が判断するのが４２市町、主管課長が判断するのが１６市町村で、そのうち４市町は両課長が判断するとなっていた。

公文書管理法施行以降８年が経過し、ほとんどの市町村で歴史公文書の保存については規定されている。また、福岡共同公文書館（太宰府市は太宰府市公文書館）への移管についても８割以上の自治体で規定されている。このように、例規においてはおおむね整備が進んでいるが、実際に市町村独自で歴史公文書の選別を実施している自治体は少ないと思われる。これらの規定のある自治体に対しては、いかに選別をし、積極的に当館への移管を進めてもらうかが大きな課題となる。また、歴史公文書に関する規定のない自治体に対しては、規程等の改正を促し、歴史公文書に対する取扱いを規定してもらうのが先決であろう。

歴史公文書かどうかの判断については、７割以上の自治体が文書担当課長が判断することとしているが、主管課長との協議を前提としているところがほとんどである。文書を作成する主管課の意見は重要と思われるので、連携のもと歴史公文書の選別が行われるのが好ましいと考える。

なお、今回の調査で、評価選別基準まで規程等の中で規定している自治体は篠栗町だけであった。小竹町は保存期間３０年の文書を、共同公文書館への移管予定文書として規定している。また、飯塚市は選別基準を別途定めると規定している。今後、現地選別等で自治体を訪問する際には、事前に、自治体の文書管理について情報を得、適切な助言ができるよう努めたいと思う。

# 市町村の現地選別における報告と今後の課題

専門員　津中　由紀

福岡共同公文書館では、当館職員が市町村に出向き市町村の庁舎内で歴史公文書の選別を行う「現地選別」を開館前の準備段階（福岡県行政経営企画課文書班公文書グループの頃）から開館初年度である平成 24 年度にかけて実施していた。私が当館の仕事に携わったのは平成 24 年度からで、この年は 11 月の開館までに 10 か所以上は現地選別を行ったと記憶している。

平成 25～27 年度は年間数回行う程度で実施していない年度もあったが、平成 28 年度は 3 市町、平成 29 年度は 7 市町、平成 30 年度は 13 市町村で現地選別を実施した（平成 30 年 11 月末現在）。現地選別を重点的に行うようになった理由としては、平成 24 年度は開館年初度ということもあり 51 市町村から移管があったものの、その後、移管数が年々減少していったことが挙げられる。

平成 24 年度は、ほとんどの自治体が事前にリストが送付されおり、選別対象の文書は会議室等の別室に準備されていた。しかし、近年は、リストと文書の照合に手間取ったり、リストがあってもそのリストは移管対象文書の一部で大半は書架にある文書を直接見ながら判断することがほとんどで、選別作業はスムーズだったとは言い難いものである。

そこで、各市町村の文書管理規程あるいは規則の選別や移管等に関する条項を見てみると、各市町村ともに総務課と主管課と協議の上、福岡県市町村公文書館において保存するため、福岡県自治振興組合に「移管するものとする」もしくは「移管することができる」が大半で、「移管せねばならない」という義務化している市町村は１つもない。（ちなみに県も「引き渡すものとする」である。）そうなると、「義務」ではない選別や移管の業務は限られた人員の中ではどうしても後手に回ってしまうのは仕方がないことだと感じた。

現地選別から見えてきた課題としては、「選別作業の効率化」であろう。当館では「評価選別マニュアル（市町村１次選別用）」（平成 27 年 12 月）を作成し、各市町村に配布している。これは、市町村を対象に実施した「公文書館への歴史公文書の移管に関するアンケート」において選別マニュアルがほしいとの要望を受けて作成したものである。マニュアルを作成して 3 年が経過しているので、まずはこのマニュアルで選別作業を行ってみた感想や意見を各市町村に聞いてみる必要があるのではないかと考える。このマニュアルの良い点や悪い点、また、マニュアルを活用することで作業効率は上がったのかどうか等を調査し、より良いものに改良していく必要があると思う。また、この選別の考え方を保存期間が満了した公文書だけでなく、文書作成時から意識してもらい、歴史公文書への移行をスムーズに行えるようになることが理想的だと思う。

市町村によっては「完結文書のうち将来において歴史的又は文化的価値が認められるものを選別し」といった条項を文書管理規程に設けているところもあるので、その自治体の実状を調査し、文書作成時あるいは完結時に選別を行うモデルケースをつくり、その方法を他の市町村にも広げていけたらよいのではないかと考える。これはすぐに行うことは非常に難しいと思われるが、いわゆるレコードスケジュールの設定が各市町村で行えるようになれば選別の効率化や移管の促進につながると思う。

福岡県と 58 市町村の文書を扱う当館にとって文書を移管する側も受け取る側も選別作業の効率化は大きな課題である。福岡共同公文書館における重要な業務である「選別」について移管元と一緒にお互いの作業内容を検討し効率化を図っていくことが必要であると思う。そのためには、各市町村の現状を把握し、できるところから改善し、今後文書作成から公文書館への移管までがスムーズに行えるような作業方法を考えていきたいと思う。

# 福岡県における自治体広報紙の特徴
## ―広報紙展の開催レポートに代えて―

総務企画班　相談員　山縣　大樹

**はじめに**

福岡共同公文書館（以下、「当館」と表記）では、福岡県および県内全ての自治体広報紙（現在61紙）を収集・所蔵している[1]。広報紙は、毎月住民の手元に届く最も身近な行政刊行物である。しかし、居住地域以外の広報紙を目にする機会はあまりないだろう。市町村広報紙を比較検討することで、どのような地域的な特色がみえてくるのだろうか。加えて、そもそも広報紙はいつ頃に創刊され、発刊当初の様子はどのようなものであったのだろうか。

こうした問題関心を踏まえて、当館では、平成29年度第1回企画展として、「福岡の広報紙展～伝えたい！知ってほしい！行政の取り組み～」（以下、「広報紙展」と表記）と題する展示会を開催した。身近な存在ゆえに、歴史公文書に比して等閑視された感のあった自治体広報紙を主たる展示資料として位置付け、展示企画を行った次第である。

本稿の目的は、広報紙展の開催レポートとしてその内容を振り返りつつ、福岡県における自治体広報紙の特徴を改めて概観することにある。また、展示会の開催全体を通して、準備上の問題やその対処、および広報紙展の効果などについても併せて言及したい。

**１．広報紙展の概要**

まずは広報紙展の構成や主な展示資料を挙げつつ、その概要を確認しておこう。

展示の軸となるストーリーには、紙面やレイアウトの移り変わりといった広報紙の変遷を通して、そこから浮き彫りとなる行政と住民生活との関わりを中心に、広報紙の意義と役割を紹介することを設定した。また、当館は県と政令市を除く市町村の共同によって、設置・運営された公文書館であるため、県と市町村との関係、および市町村内での比較も視野に入れつつ展示を行った。以上の趣旨に基づく本企画展の構成は、次の通りである。

**第一部 広報紙まるごと解体：(1) 福岡県の広報紙あれこれ**
**(2) グラフ誌にみる社会の移り変わり～都市交通の発達を中心に～**
**第二部 県内のお宝広報紙一挙大公開　～広報紙でたどる市町村のあゆみ～**
**第三部 全国広報コンクールの開催と福智町広報紙**
**第四部 広報紙で再発見！まちの歴史と魅力**

第一部では、福岡県の広報紙を中心に、現在の『グラフふくおか』にいたる紙面の変遷や、高度経済成長期の都市交通（新幹線や高速道路の開通など）の発展に関する特集号を展示した。市町村広報紙に焦点を当てた第二部では、自治体間における紙面の相違点や合併にともなう最終号などを紹介した。市町村が発行する広報紙は、その自治体の活動の記録といっても過言ではない。過去の広報紙を紐解くと、毎年度の行政活動はもちろん、市制・町村制施行や市町村合併といった自治体の生誕に関わる大きな出来事や、自然災害との直面といった沢山の活動記録が詰まっている。ここでは、平成の大合併に係る朝倉市・東峰村・柳川市・八女市を中心に、広報紙や合併に関する公文書と併せてまちの歴史を振り返った。

第三部では、展示室中央の6つのケースを使用して、広報紙の全国コンクールで数度にわたって表彰された福智町（平成18年3月、赤池町、金田町、方城町が合併して新設）の広報紙に着

目した。第四部では、旧八幡市・大牟田市の市制施行100周年に係る特集記事や、そのほかのユニークな記事を取り上げて、まちの歴史と魅力をふんだんに伝える広報紙の役割を紹介した。

以上の構成からなる広報紙展では、当館で所蔵する自治体広報紙を中心に、他機関からの借用やエントランスの別置も含めて総数80点以上の資料を展示した（詳細は添付の「展示資料一覧」を参照）。次節以降では、県と市町村の広報紙の沿革と特徴について簡単にまとめておきたい。

## ２．県広報紙の変遷

意外にも広報紙の歴史は新しく、その創刊は戦後初期に遡る。広報なる概念は、情報を広く通知する意味の「公報」とは異なり、終戦後、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の主導のもと、*Public Relations*の訳語として広まったといわれている。昭和22年5月3日、新憲法とともに地方自治法が施行（公布は同年4月）された。同年はこれに先立ち、第1回統一地方選挙も実施されており、県政史上初の公選知事として杉本勝次が知事に就任する。

こうしたなか、昭和24年5月1日には最初の県の広報紙（新聞）である『県政時報』が創刊された。創刊にあたって杉本知事は、「今回、県では県政の実相を、苦しいことも、喜んでいただけることも卒直にその真実を御知らせし、積極的協力を御願いすると共に、建設的批判、意見どしどし御聞かせ願い、お互に納得の行く明朗な県政を実現せんがための一助として『県政時報』を発行することに致しました」とその意気込みを述べている[2]。また、同紙の創刊1ヶ月前というタイミングで、県の広報活動を担う「広報係」（現・県民情報広報課）が総務部文書課に新設された[3]。同係では『県政時報』の発刊に加えて、より県政を身近に伝えるため、『ふくおか』という広報雑誌も創刊した（昭和26年11月～昭和31年2月）。創刊の辞（署名なし）には、「本県と致しましても、この際従来より一層県の施策の方向なり、動向なりを県民各位に知って頂き、県政のよき理解者、批判者となって頂き度いと思うのであります。此の度広報雑誌『ふくおか』を発刊しました所以も、新聞『県政時報』が紙面に限られて、尽し得なかった点を補い、県と住民をつなぐ紐帯と致したいからであります」と綴られている[4]。事実、同誌では県知事や幹部のほか、有識者の時評や論説が多く掲載されており、紙面に限りがある『県政時報』の補完的役割を有していた。このように、終戦後、広報活動を通じた県民との意思疎通は、重要な政策課題の一つであった。その意味で広報紙の創刊とは、戦後の体制変革のなかでの「産物」であったといえよう。

その後、視認性の高い紙面づくりが意識され、県広報紙はグラフ誌の性格が強くなる。その契機となったものが、『県政グラフ福岡』の創刊である（昭和31年3月～昭和36年3月）。活字中心であった『ふくおか』は、視覚に訴えるグラフ誌に刷新され、全国でも数少ない写真中心の冊子として注目された模様である[5]。昭和36年5月になると、県民に対して親近感や愛着を持ってもらう名目で、誌名を『グラフふくおか』に変更している。その後、一時的に『ふくおか』と題する時期もあるが（昭和42年4月以降）、昭和46年10月からは『グラフふくおか』に再度戻されている。この時以降、レイアウトや判型も大幅にリニューアルし、県民の「顔」がみえるグラフ誌へと変化した（昭和58年8月号からは、人物の顔のアップ写真を表紙に据える）。

以上述べてきた県広報紙のあゆみは、そのまま県政が民主化を推し進めてきた時期に呼応する。民主政治の根幹は世論政治によって支えられているという、戦後の統治認識とともに広報

紙は創刊された。また、『ふくおか』から『県政グラフ福岡』への転換、および以後のグラフ誌の発刊は、県政の区分でいえば亀井光知事および奥田八二知事の在任時期に相当する。周知の通り、当該期は、高度経済成長にともなう県内インフラ設備の拡充や、公共建築物の建設ラッシュが相次ぎ、県民を取り巻く県内の様相は大きく変化した。グラフ誌はまさしくこうした世相を反映する「鏡」であった。また、福岡県は九州で先駆けて情報公開条例（昭和 61 年 3 月、奥田知事）が制定されたことも看過できない。県政の民主化を推進してきた福岡県の政治・社会状況の一端は、広報紙の変遷に重ねることができる。

### ３．市町村広報紙とその特徴

いっぽう、市町村広報紙の状況にはどのような特徴がみられるだろうか。管見の限り、市町村広報紙の創刊傾向は、二つの画期に大別され、県のそれとは若干の異なりをみせている。この創刊時期のタイムラグには、いわゆる昭和の大合併が関わっている。

早くから創刊を行っている自治体では、県とほぼ同時期の昭和 25 年前後に発刊の途につくものもある（苅田町、糸田町など。発行主体は公民館）。創刊当初の市町村広報紙は、新聞紙型のタブロイド版が主流であった。写真の周囲を小さな文字で埋め尽くしたレイアウトは、終戦後の物資難のなか、少しでも多くの情報を住民に伝えようとする意思の表れをみて取れる。もう一つの画期は、昭和 30 年代である（筑後市、行橋市、旧古賀町ほか）。多くの市町村広報紙はこちらに類別されるが、昭和期の大合併を経験する自治体とほぼ重なっている。当該期以降になると、多くの写真やイラストを掲載し、レイアウトがしやすい A4 版の冊子型が主流となる。なお、大量のお知らせ記事を掲載する必要があるため、北九州市、福岡市、宗像市、篠栗町では、タブロイド判の広報紙が現在でも発刊されている。

終戦後に創刊された市町村広報紙は、県広報と同様に紙面に占める文章の比重が多かったが、この時期以降のものは、平易な表現や図版を多用するほか、読みやすいカラー紙面や、目を惹く鮮やかな写真が次第に表紙を飾るようになっていく。住民目線を第一とした広報紙作成の変化は、やはり県行政と同じく、住民に対する行政の説明責任、および住民の主体的な行動の重要性が高まったことを背景としている。行政と住民を身近な地域情報でつなぐ広報紙の意義と役割は、ここに定着をみるにいたる。本傾向は一層強まり、現在の市町村広報紙は、まちの魅力を伝える「タウン誌」としての性格も有している。

ところで、現在当館で所蔵する市町村広報紙は、1 万 6 千冊以上におよぶ。しかしこれらは、毎月定期的に送付されてくる最新号のほか、時折公文書とともに移管された年度ごとに編綴した過去の号であるため、創刊号以来の揃ったものではない。上述の通り、市町村広報紙は、県のそれとは異なり、昭和戦後期に市制・町村制、あるいは合併を契機に創刊されたものであるため、現在までに紙名やタイトルロゴ、紙面のレイアウトの変更を経ながら継続的に刊行された。市町村広報紙の変遷をたどるうえで、紙面に記された内容はもちろん、創刊の時期や名称といった書誌情報の確認作業が不可欠であるため、相当に難航を極めた。

以上の課題を踏まえて当館では、全市町村に対してアンケート形式での調査を行った（各市町村長（広報担当課）宛福岡県市町村公文書館長「市町村広報の状況について（照会）」、平成 29 年 5 月 12 日）。アンケートでは、創刊号の名称および発行年月日（その所蔵有無）、現在保有する最古の広報紙、広報担当者のお薦め号やセールスポイントなどを調査した。そこで得られたデータを整理し、市町村広報紙の傾向や特徴をつかむことに最大限の努力を注いだ。なお、アン

ケートで得られた作成時の心がけやセールスポイントは、担当者のお薦め号（当館所蔵分の 53 点）とともに紹介した。これらは実際に手に取って、作り手の思いがこもった表紙をはじめ、地域性あふれる各紙の違いを体感できるよう工夫した。

このようななかで、旧赤池町（現・福智町）の広報紙『広報あかいけ』は特筆される。広報紙展では、県内の特徴的な広報紙として、全国広報コンクールで複数回の入選を果たした同紙の存在に着目した。全国広報コンクールとは、日本広報協会が主催する全国的な行事であり、地方自治体の広報活動の向上寄与を目的に、昭和 39 年より各種広報作品について審査を行い、優秀作品を表彰している。本コンクールにおいて旧赤池町および福智町は、記事の企画力や編集力、写真といった広報力が高く評価され、平成 13 年から本年（平成 31 年）にいたるまで、13 回にわたって入選を果たしている（合併前の旧赤池町広報紙を含む）。なかでも平成 16 年・18 年には、コンクール最高賞である内閣総理大臣賞の栄冠に輝いた。広報紙展では、上野焼・童謡・炭鉱・高齢者医療問題を特集記事に扱った福智町の全国広報コンクールの入選作品を一堂に展示した。加えて、二度の内閣総理大臣賞受賞時の「銀杯」も紹介した。アンケートでは、福智町のコンクール受賞号について多くの好意的な意見が目に付いたことも加えておく。

## おわりに

以上の内容からなる広報紙展は、56 日間の開催期間で 447 名（一日平均 8 人）の来館者を数えた。企画者の一人として、広報紙展の意義は次の二点に集約される。

第一に、当館の「共同」としての強みを存分に活かした展示であったこと。通常、企画展を企画する場合は、県と市町村双方の公文書を併せて展示することを念頭に置くが、両者の相違点や市町村内部の特徴を検討する機会は少なかった。今回、広報紙という資料を切り口に、県内自治体の傾向を把握できた点は今後の展示を計画するうえでも意義深い。

第二に、利用者の裾野拡大に寄与した点である。今回の企画展のテーマは行政色が強く、歴史的にも馴染みが薄い。しかし、県内の広報担当者はもちろん、地域の行政活動に従事するコミニュティグループといった、今まで当館との接点をあまり持たない方々の来館があり、広報紙の変遷や創刊当初の様子に関心を持たれたことが印象深い。また広報にも力を入れた。第二部で柳川市に関して、合併による廃止市町（旧柳川市、大和町、三橋町）と合併後の新市の広報紙を合わせて展示し、合併で広報紙がどのように変化したかを展示した。加えて、大牟田市の市制 100 周年に関する特集記事なども紹介した。こうした内容は『有明新報』（平成 29 年 7 月 24 日付）や FM たんと（「おはよう TANTO」、同年 8 月 2 日放送）で紹介された。広報紙展の取り組みは珍しく、公益財団法人日本広報協会が発刊する月刊『広報』にも紹介記事を頂いた[6]。以上の形で様々な反響を受けたことは、当館の認知度向上に一定の効果があったように思える。

公文書館の展示は、明確な利用意識を持って利用請求する場合とは異なり、幅広い客層・ニーズに対応することが求められる。公文書（館）の利用・普及の促進を図るため、より一層、固定観念や既存のテーマにとらわれない斬新な企画に励みたい。

---

**註**

[1] 当館では、福岡県および市町村（政令市を除く。現在 58 市町村）から移管された特定歴史公文書に加え、県内自治体（このほか、国や地方公共団体および公文書館など）の刊行物を行政資料として収受している。61 紙の広報紙は本分類に含まれている。

[2] 知事 杉本勝次「県政を明朗に―創刊の辞にかえて」（『県政時報』第 1 号、昭和 24 年 5 月 1 日、国立国会図

書館所蔵〈原所蔵はメリーランド大学プランゲ文庫〉)。
[3] その後、同係は所属課や名称を数度にわたって変えるが、「広報」と「公聴」(のち広聴)の編制で広報室として独立するのは昭和35年6月である。
[4] 当館行政資料(資料ID:2-1-0024531)。
[5] 福岡県総務部県政情報課編『福岡県戦後50年の歩み』(平成7年)124頁。
[6]「〝お宝広報紙〟や担当者お薦めの広報紙を展示――福岡共同公文書館」(「広報」第785号、平成29年10月、7頁)。

別紙
福岡共同公文書館　平成29年度第1回企画展「福岡の広報紙展～伝えたい！知ってほしい！行政の取組み～」展示資料一覧

| 資料名 | 移管元（作成元） | 資料ID（所蔵元） | 内容年度 | 資料概要 |
|---|---|---|---|---|
| **1. 広報紙まるごと解体** | | | | |
| **（1）福岡県の広報紙あれこれ** | | | | |
| 『県政時報』創刊号（S24.5.1）【複製】 | 福岡県 | 国立国会図書館（原資料はメリーランド大学プランゲ文庫所蔵） | S24（1949） | 杉本知事、稲員県会議長の挨拶、福岡軍政部司令官の祝辞 |
| 『県政時報』第6号（S24.7.1）【複製】 | 福岡県 | | S24（1949） | 戦災復興に係る住宅整備について |
| 『福岡県だより』創刊号（H9.9.1） | 福岡県 | 福岡県立図書館 | H9（1997） | 特集　あなたの声が原点です |
| 『ふくおか』創刊号（S26.11.1）【複製】 | 福岡県 | 2-1-0024531 | S26（1951） | 広報雑誌刊行の意義（巻頭言） |
| 『ふくおか』1953年8月号 | 福岡県 | 2-1-0024531 | S28（1953） | 豪雨水害に係る災害特集記事（初の特集記事） |
| 『[福岡県]写真ニュース』 | 福岡県 | 1-1-0007163 | S37（1962） | 「産炭地に新しいいぶき」（1963.3） |
| 『広報紙編集の手引』 | 福岡県 | 2-1-0013624 | S40年代？ | 簡明かつ平易な文章の心がけ |
| 『お手並み拝見　昭和46年度』 | 福岡県 | 2-1-0016261 | S46（1971） | 福岡県広報紙コンクールの講評 |
| 『録音版 福岡県だより』 | 福岡県 | 1-1-0019112 | H21（2009） | ユニバーサルデザインとしての広報紙 |
| 『点字ふくおか』No.154 | 福岡県 | 2-4-0001133 | H16（2004） | |
| **（2）グラフ誌にみる社会の移り変わり～都市交通の発達を中心に～** | | | | |
| 『県政グラフ福岡』 S33年2・3月号 | 福岡県 | 2-1-0024530 | S33（1958） | （表紙）関門トンネル開通 |
| 『グラフふくおか』 S47年6月号 | 福岡県 | 2-1-0016248 | S47（1972） | 筑紫路に新動脈が誕生 |
| 『グラフふくおか』 S50年4月号 | 福岡県 | 2-1-0024557 | S50（1975） | （表紙）新幹線 |
| 『グラフふくおか』 S50年4月号【複製】 | 福岡県 | 2-1-0024557 | S50（1975） | 特集：のびゆく福岡県 |
| 『グラフふくおか』 S50年12月号 | 福岡県 | 2-1-0024557 | S50（1975） | （表紙）西鉄路面電車福岡市内線 |
| 『グラフふくおか』 S52年2月号 | 福岡県 | 2-1-0024556 | S52（1977） | 「ふくおか今と昔（筑紫野市）」 |
| 『グラフふくおか』 S56年9月号 | 福岡県 | 2-1-0024551 | S56（1981） | モノレール開通（北九州市） |
| 『グラフふくおか』 S62年12月号 | 福岡県 | 2-1-0015255 | S62（1987） | 地方自治40年のあゆみ |
| 『グラフふくおか』 H3年9月号 | 福岡県 | 2-1-0015261 | H3（1991） | 特集―駅・空港・港 |
| **2. 県内のお宝広報紙 一挙大公開～広報紙でたどる市町村のあゆみ～** | | | | |
| 『広報ちくしの』34号（S48.8.15） | 筑紫野市 | 筑紫野市 | S48（1973） | 同年7月末の大水害に関する特集 |
| 『広報あさくら』219号（S61.5.6） | 朝倉市 | 福岡県立図書館 | S61（1986） | 合併30年記念特集記事 |
| 『市政だより甘木』110号（S40.10.1） | 旧甘木市 | 福岡県立図書館 | S40（1965） | 『市報甘木』（S29.11.1～）より改題後の初号 |
| 『市町村合併資料 甘木市・朝倉町・杷木町合併協議会だより』 | 朝倉市 | 1-2-0016334 | H16（2004） | 創刊号（H16.11.1）表紙 |
| 『市町村合併資料　朝倉市のまちづくりに向けて』 | 朝倉市 | 1-2-0016333 | 不明 | 合併周知に係るQ＆Aほか |
| 『合併周知（ポスター・カウントダウンボード・懸垂幕等）』 | 朝倉市 | 1-2-0026225 | H17（2005） | カウントダウンボードの設置について |
| 『広報あさくら』創刊号（H18.4） | 朝倉市 | 福岡県立図書館 | H18（2006） | 現行の広報紙の創刊号 |
| 『広報あさくら　復興臨時号』第1号（H29.7.25）【複製】 | 朝倉市 | 朝倉市 | H29（2017） | 豪雨水害（H29.7）に係る広報紙臨時号 |
| 『添田町報』創刊号（S36.8.10） | 添田町 | 添田町 | S36（1961） | タブロイド版の広報紙 |
| 『広報宝珠山』172号（H17.2.1） | 旧宝珠山村 | 福岡県立図書館 | H17（2005） | 合併（H17.3.28）にともなう廃刊広報紙 |
| 『広報小石原NEWS』60号（H17.2） | 旧小石原村 | 福岡県立図書館 | H17（2005） | |
| 『移動県庁に関する記録』 | 東峰村 | 1-2-0015593 | S56（1981） | 旧宝珠村における移動県庁開催に関する歴史公文書 |
| 『市町村建設計画』 | 福岡県 | 1-1-0031927 | H16（2004） | 東峰村、柳川市等の合併関係報告書綴 |
| 『市報やながわ』300号（S59.8.1） | 柳川市 | 柳川市 | S59（1984） | 300号記念号 |
| 『広報やまと』創刊号（S41.6.1） | 旧大和町 | | S41（1966） | 合併（H17.3.21）にともなう廃刊広報紙 |
| 『広報みつはし』創刊号（S42.5.15） | 旧三橋町 | | S42（1967） | |
| 『広報やながわ』創刊号（H17.4） | 柳川市 | | H17（2005） | 現行の広報紙創刊号（合併以後） |
| 『広報じょうよう』546号（H18.12） | 旧上陽町 | 福岡県立図書館 | H18（2006） | 八女市合併（H18およびH22）に係る廃止町村広報紙の表紙や特集記事 |
| 『広報くろぎ』720号（H18.12） | 旧黒木町 | | H18（2006） | |
| 『広報たちばな』660号（H22.1.31） | 旧立花町 | | H22（2010） | |
| 『やべむら』321号（H21.7） | 旧矢部村 | | H21（2009） | |
| 『広報ほしの』469号（H22.1） | 旧星野村 | | H22（2010） | |

| 3. 全国広報コンクールの開催と福智町広報紙 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 『広報ふくち』創刊号（H18.4） | 福智町 | 福智町 | H18（2006） | 現行の広報紙創刊号 |
| 『広報あかいけ』522号（H18.2.19） | 旧赤池町 | | H18（2006） | 福智町新設（H18.3.6）にともなう廃刊広報紙の最終号 |
| 『広報ほうじょう』245号（H18.3） | 旧方城町 | | | |
| 『かなだの風』527号（H18.3） | 旧金田町 | | | |
| 『広報あかいけ』453号（H12.10） | 旧赤池町 | 福智町 | H12（2000） | H13年度　入選（3席） |
| 『広報あかいけ』479号（H14.12） | 旧赤池町 | | H14（2002） | H15年度　特選【総務大臣賞】 |
| 『広報あかいけ』491号（H15.12） | 旧赤池町 | | H15（2003） | H16年度　特選【内閣総理大臣賞】 |
| 『広報あかいけ』503号（H16.12） | 旧赤池町 | | H16（2004） | H17年度　入選 |
| 『広報あかいけ』519号（H17.12） | 旧赤池町 | | H17（2005） | H18年度　特選【内閣総理大臣賞】 |
| 『広報ふくち』9号（H18.11） | 福智町 | | H18（2006） | H19年度　一枚写真の部　入選（7席） |
| 『広報ふくち』36号（H20.12） | 福智町 | 2-2-0000575 | H20（2008） | H21年度　入選（3席） |
| 『広報ふくち』48号（H21.12） | 福智町 | 2-2-0000582 | H21（2009） | H22年度　入選（3席）【読売新聞社賞】 |
| 『広報ふくち』60号（H22.12） | 福智町 | 2-2-0000576 | H22（2010） | H23年度　入選 |
| 『広報ふくち』72号（H23.12） | 福智町 | 2-2-0000580 | H23（2011） | H24年度　入選（1席） |
| 『広報ふくち』96号（H25.12） | 福智町 | 2-2-0000629 | H25（2013） | H26年度　入選（1席） |
| 『広報ふくち』120号（H27.12） | 福智町 | 2-4-0000059 | H27（2015） | H28年度　入選 |
| 銀杯 | 旧赤池町・福智町 | 福智町 | - | 内閣総理大臣賞受賞時の記念品（H16、18） |

| 4. 広報紙で再発見！まちの歴史と魅力 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **（1）旧八幡市（現・北九州市）市制施行100周年** | | | | |
| 『市制町制施行』【複製】 | 福岡県 | 1-1-0024515 | T6（1917） | 市制施行（T6）に係る歴史公文書 |
| 「遠賀郡略図」（『市制町制施行』所収） | 福岡県 | 1-1-0024516 | T6（1917） | 遠賀郡農会による作成（M35） |
| 〔八幡市役所庁舎写真〕【複製】 | 『写真集　福岡百年』（西日本新聞社、S60） | | S60（1985） | 旧八幡市役所の写真（T10頃） |
| 『市制町制施行』 | 福岡県 | 1-1-0024737 | S35（1960） | 「北九州五市合併に関する意見書」 |
| 『北九州市市勢概要2013』 | 北九州市 | 2-2-0001158 | H24（2012） | 北九州市50年の軌跡 |
| 『北九州市政だより』No.1284（H29.3.1）【複製】 | 北九州市 | 2-4-0002186 | H29（2017） | 旧八幡市制100周年記念事業 |
| **（2）大牟田市市制施行100周年** | | | | |
| 『市制町制施行』 | 福岡県 | 1-1-0024516 | T6（1917） | 市制施行（T6）に係る歴史公文書 |
| 『大正十年市會議案 庶務課』 | 大牟田市 | 1-2-0012638 | T10（1921） | |
| 『広報おおむた』No.1192（H29.3.1） | 大牟田市 | 2-4-0002196 | H29（2017） | 大牟田市制100周年特集号 |
| 〔大牟田町役場庁舎写真〕【複製】 | 『写真集　福岡百年』（西日本新聞社、S60） | | S60（1985） | 大牟田町役場の写真（T3） |
| 『大牟田市政だより』317号（S52.7.1） | 大牟田市 | 2-2-0001010 | S52(1977) | 大牟田市制60周年の記念式典開催についてほか |
| 『明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業　世界遺産　推薦書ダイジェスト版』 | 「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会 | 2-4-0005559 | H28（2016） | 三池炭鉱・三池港ほか |
| 『明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業』 | | 2-4-0005560 | | 全体版・概要版DVD |
| **（3）その他の市町村における広報特集号** | | | | |
| 『市勢要覧』 | 直方市 | 1-2-0004365 | S56（1981） | のおがたの今と昔 |
| 『太宰府　1975 合併20周年記念広報特集号』 | 旧太宰府町 | 2-2-0000325 | S50（1975） | 特集号 |
| 『市政だより太宰府』No.332（S60.4.15）【複製】 | 太宰府市 | 太宰府市公文書館 | S60（1985） | 兜跋毘沙門天像（観世音寺所蔵） |
| 『町制施行三十周年記念式事蹟』 | 小竹町 | 1-2-0004664 | S33（1958） | 町制周年事業に係る歴史公文書 |
| 『町制施行50周年　記念号資料』 | 小竹町 | 1-2-0004666 | S53（1978） | |
| 『広報ひろかわ　広川町庁舎新築落成記念特報』 | 広川町 | 1-2-0000389 | S45（1970） | 庁舎新築に係る特集記事 |
| 『宮若生活』107号（H26.12） | 宮若市 | 2-2-0001330 | H26（2014） | H27全国広報コンクール入選作品 |
| 市町村広報紙担当者のお薦め号 | - | - | H24～29（2012～2017） | ロビーに別置（53点） |

# 福岡共同公文書館における企画展示の効果と展望

総務企画班　相談員　荻野寛美

福岡共同公文書館では、平成 24 年 11 月から行った開館記念展示以来、夏季と冬季の年二回、企画展示を開催しており、平成 30 年度の冬季に行う企画展示で、通算１３回となる。筆者は第１回の企画展示から、展示業務に携わってきた。それを踏まえて、本稿では、これまでの企画展示を改めて検証し、今後の課題や展望を指摘したいと考える。

## １、公文書館の展示は何のために行うのか？

初めに、当館における展示業務の位置づけを確認する。

福岡県公文書館条例の第四章　雑則には、

（利用の促進）

*第二十六条　知事は、特定歴史公文書（第五条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。*〈＊傍線は筆者による〉

（福岡県市町村公文書条例　第四章　雑則　（利用の促進）第２８条も同様）

とある。これは、公文書等の管理に関する法律の第二十三条に基づくものである。つまり、特定歴史公文書の利用を促すために、展示は機能しなければならない。

この場合の利用とは、単なる来館や展示の観覧、施設利用を指すのではなく、特定歴史公文書の閲覧ということに他ならない。公文書等の管理に関する法律においても、利用が特定歴史公文書の閲覧を指すことは明らかである。

公文書館における展示が、特定歴史公文書の利用を促すために行うものだとすれば、展示室は、その公文書館が所蔵する特定歴史公文書を紹介するスペースとして活用されるのが望ましく、展示の評価の指標としては展示終了後の利用申請数の推移ということになろう。

これに対し、博物館や資料館、美術館などの設置運営や目的を定める博物館法では、

（博物館法 第三条一）

*実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。*〈＊傍線は筆者による〉

と、その事業内容を定義している。博物館や資料館、美術館などの施設は、展示そのものが主体的事業であり、一般の利用者と博物館資料との接点は概ねこの展示を通じてしか行われない。つまり、博物館における展示の評価の指標は、観覧者数及び観覧者の満足度ということと直結するのである。そこが、「閲覧」という機能を持つ文書館と博物館との明確な相違点であろう。

博物館や美術館、資料館と一線を画す、文書館、公文書館の展示とはどうあるべきなのか。次にこれまで論じられてきた、展示論についてまとめる。

## 2、公文書館における展示の在り方（先行論文より）

ここで、文書館、公文書館における展示の在り方についての、先行論文を整理してみる。

早くは、中野等氏が「文書館（史料館）における「「展示」業務―柳川古文書館を素材として―」[1]において、柳川古文書館初期の展示のあり方について「地域資料館で「古文書」を展示することと、文書館における「展示」のあり方とは自ずから同義ではない。にもかかわらず、当館の場合「展示」業務を安易に歴史系博物館や歴史資料館的な発想で対応していったために、ここでみたような問題に逢着せざるを得なかったのではなかろうか」と振り返り、改めて文書館における展示業務を「「展示」業務は文書館（史料館）と不特定市民との初期的な接点あり、したがって、そこは文書館（史料館）が「史料とは、文書とは」何であるかを市民レヴェルの認識で深化させる方向で活用すべき「場」なのである」と位置付けた。柴田知彰氏は、「記録史料の展示に関する一試論」[2]の公文書館の展示のアイデンティティについて言及した部分で、文書館固有の業務である資料保存業務を展示に反映させ、アイデンティティを主張した例として、北海道立文書館や柳川古文書館の活動を挙げた。また、記録史料認識論分野での公文書館独自の展示方法の一つとして「史料群展示」を挙げ、実際に秋田県公文書館の鉄道事務関係簿冊群を用いての実践例を示してみせた。また、長澤洋氏は「常設展示をめぐって」[3]の中で、広島県立文書館における、借用を中心とした展示から所蔵資料展示への転換の取り組みについての経緯を紹介し、「文書館の展示室は、その文書館が収蔵している文書を多くの人々に紹介するためのものであり、それ以上であってはならない、というのがこれまでの反省の中から得た私見であった。たとえて言うならば、文書館の展示室は商店のショーウィンドウに似ていると言うのが適切かもしれない。つまり、その店が扱う商品を客（となるかもしれない人）に紹介することこそがその機能である」と結論付けている。

いずれも、文書館学に確固たる展示論が無いことを指摘した上で、歴史資料館や博物館とは一線を画す、文書館・公文書館独自の展示、すなわち「公文書館の展示のアイデンティティ」を求めて、展示論を展開したものである。

どの論考も閲覧機能を持つ文書館や公文書館における展示の目的は展示そのものにあるのではなく、閲覧利用者の増大をはかるための普及活動である、と位置付けている。そのため、当初博物館的な発想で展示を行ったことを反省する柳川古文書館の例や、借用資料展示から所蔵資料展示へとシフトしていった広島県立文書館や、文書館固有の業務（収集・保存）の延長として資料群展示を行った秋田県公文書館の例が注目される。

こうした所蔵資料、資料群を用いた、館のショールーム的展示と対極にあるのが、テーマ先行型展示ということになるだろう。テーマや展示ストーリーに沿って、そこに必要な資料を当てはめていくこの展示方法では、観覧者が見込めそうなテーマを自由に設定できるし、

---

[1] 中野等「文書館（史料館）における「展示業務」―柳川古文書館を素材として―」（『記録と史料』2　全国歴史資料保存利用機関連絡協議会　1991）

[2] 柴田知彰「記録史料の展示に関する一試論」（『秋田県公文書館研究紀要』三　1997）

[3] 長澤洋「常設展示をめぐって」（『広島県立文書館紀要』第３号　1994）

展示ストーリーも作りやすく、借用も含めて、目玉となる資料を設定しやすい。要は「客が呼べる展示」を作りやすいのだが、自館の資料を大きく宣伝できない場合も多く、所蔵資料展示に比較して閲覧利用への導入としては弱い点がデメリットであろう。また、借用にかかる他館資料調査や借用手続き等にも時間がかかり、館内業務とは別の variable な作業が発生しやすいことも、デメリットと呼べそうである。

### 3、福岡共同公文書館のこれまでの展示

ここで、当館における過去の企画展のタイトル、期間、観覧者数を一覧する。

表１　福岡共同公文書館企画展示

| | タイトル | 期間 | 観覧者数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 「公文書にみる福岡 140 年のあゆみ~福岡県の誕生と市町村合併~」<br>※国立公文書館共催（H24.11.18~H25.3.31） | H24.11.18~H25.3.31 | 714 名 |
| 2 | 「福岡県の石炭産業~山本作兵衛作品とともに~」 | H25.7.2~9.29 | 1,112 名 |
| 3 | 「時代とともに発展した福岡県の交通~鉄道軌跡を中心に~」 | H26.1.7~ 3.23 | 537 名 |
| 4 | 「公文書でひもとく人々のくらし~残された戦争の記録~」<br>※「福岡県戦時資料展」同時開催（H26.8.13~8.31） | H26.7.23~9.28 | 1,003 名 |
| 5 | 「福岡県の災害の記録」 | H27.2.17~3.29 | 287 名 |
| 6 | 「百道松風園～終戦と子どもたち～」 | H27.7.22~9.27 | 761 名 |
| 7 | 「昭和の主基斎田～福岡県の記録から～」 | H28.2.9~3.19 | 533 名 |
| 8 | 「戦争と人々の暮らし～残された公文書と戦時資料～」 | H28.7.20~9.25 | 532 名 |
| 9 | 「国立公文書館所蔵資料展～公文書で再発見！近代日本と福岡のあゆみ～」 | H29.2.21~3.19 | 1,206 名 |
| 10 | 「福岡の広報紙展～伝えたい！知ってほしい！行政の取組み～」 | H29.7.19~9.24 | 447 名 |
| 11 | 「公文書でめぐる鉄道の旅～近代の福岡～」<br>※開館５周年特別展 | H29.11.18~H30.1.28 | 840 名 |
| 12 | 「西南戦争―かけめぐる情報―」 | H30.7.18~9.22 | 1,604 名 |

過去 12 回の企画展の内、１～５回までは開館前の有識者会議の中で、すでにテーマが決定していた、明確なテーマ先行型の展示であった。「県の成立と市町村合併」「石炭産業」「交通」「戦争」「災害」という福岡県の近代史を象徴するような大きなテーマがすでに定まっており、それに沿って展示を展開する必要があった。しかも当館は、公文書・行政資料以外に史資料の収集や購入を行っていないので、一つのテーマを網羅するような資料構成とはならない。行政側の資料だけでは、資本主義が台頭してきた明治後期から昭和戦前期の福岡の

歴史を語れるはずもない。準備段階から頭の痛い問題ではあったが、「目玉となる資料を！」と求められ、それらは館外を探すほかなかった。

第２回の「福岡県の石炭産業」の観覧者数が 1,112 名と伸びているのは、2011 年（平成 23 年）に国内初のユネスコ世界記憶遺産に指定された山本作兵衛の炭坑画を、田川市歴史資料館や福岡県立大学から借用し、一つの目玉としたことに寄るところが大きい。また、九州大学から採炭道具と石炭、絵葉書、宮若市石炭資料館からは貝島家資料（文書、写真帳、炭鉱リーフレット等）など、公文書を補って余りある貴重な資料を多数借用し、かなりボリュームのある展示となった。山本作兵衛の炭坑画を筆頭に、数度の展示替えを行ったことがリピーターを呼び込んだ、とも考えられる。

第４回の「公文書でひもとく人々のくらし~残された戦争の記録~」の場合は、期間前半に当館エントランスにおいて、福岡県が毎年行っている「戦時資料展」を同時開催したことにより観覧者数が伸びたと考えられる。当館の広報のみならず、戦時資料展広報という二重の広報も功を奏し、観覧者も 1,000 名を超えた。

第５回ではじめて、当館の「資料群」を主軸にした企画展を開催した。戦後すぐに福岡県が設置し引揚孤児の一時保護施設として出発した百道松風園という児童養護施設に関するまとまった資料群が当館に移管されており、写真資料も豊富で、この資料群で十分に展示を展開することが可能であったからである。この年は、戦後 70 年という節目に当たり、全国的に戦争に関する展示やイベントが多く行われた年でもあった。当館でも、「戦後 70 年を意識した展示を」という意見があり、百道松風園関係資料をもとに、引揚孤児や戦争孤児たちの生活に焦点を当てた展示を行った。テレビや新聞にも取り上げられ、観覧者数こそ 761 名ではあったものの、反響の大きい展示となった。

第６回も、当館の主基斎田関係資料群を中心とした企画展を開催することができた。第 10 回、11 回も同様である。

こうした所蔵資料群自体を見せる展示は、テーマ先行型展示や借用資料を目玉とした展示に比べ、観覧者数自体は少ないが、問い合わせや反響が大きいように感じる。

**４、資料群を用いた企画展の効果についての調査**

ここで資料群を用いた企画展が、その後の利用にどのような効果をもたらすのかをデータによって確認してみたい。

今回対象とするのは、第 6 回「百道松風園～終戦と子どもたち～」、第 7 回「昭和の主基斎田～福岡県の記録から～」、第 11 回「公文書でめぐる鉄道の旅～近代の福岡～」という、３つの企画展である。それぞれ、百道松風園関係文書、主基斎田関係文書、軌道許認可という資料群（いずれも県公文書）を主軸とした企画展である。展示を補助するために他館からの資料借用も少しは行ったが、あくまでも当館所蔵資料を使って展示を組み立て、それを強くアピールしたものである。

各企画展終了後の展示で取り上げた資料群の利用数の推移を見ていくことにした。

方法としては、平成 24 年 11 月～平成 30 年 12 月までの利用件数と冊数、利用された公文書のタイトル等の集計をもとに、展示に用いた資料群が展示以降、何件・何冊利用されたかを抽出し、表にまとめた。その一部を表２として掲げる。この表から展示資料群が全体の利用に占める割合を調査した。

表２　福岡県公文書の利用統計と展示資料群の利用数（抜粋）

| 企画展 | 年月 | 県（利用） | | | 県（簡易閲覧） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 件数 | 冊数 | 文書（冊数） | 件数 | 冊数 | 文書（冊数） |
| 11「公文書でめぐる鉄道の旅～近代の福岡～」 | 平成29年11月 | 4 | 9 | 入会林野等整備(2)、**主基斎田(1)**、優生保護法(2)、甘木朝倉地域振興(4) | 4 | 10 | 優生保護法(2)、**主基斎田(5)**、辞令原簿(1)、労務者数速報(2) |
| | 平成29年12月 | 1 | 3 | 市制町制施行(3) | 5 | 15 | 福岡女子大設置認可(3)、陸軍部隊調査表他(4)、地方長官会議(5)、**主基斎田(1)(2)** |
| | 平成30年1月 | 2 | 7 | 辞令原簿(4)、**軌道許認可(3)** | 4 | 9 | **主基斎田(2)**、優生保護法(6)、郡役所廃止(1) |
| | 平成30年2月 | 5 | 18 | 県有財産処分(1)、県有財産(1)、飛行場事績(1)、優生保護法(8)、陸軍特別演習(7) | 10 | 45 | 優生保護法(8)、知事事務引継書(4)、陸軍病床日誌(13)、**軌道許認可(1)**、優生保護法(19) |
| | 平成30年3月 | 3 | 8 | **軌道許認可(4)**、交付税(3)、行幸事績(1) | 10 | 34 | 優生保護法(12)、**軌道許認可(5)(3)(3)**、陸軍病床日誌(7)、県政重要事項(3) |
| | 平成30年4月 | 2 | 16 | **軌道許認可(11)**、公団施工区画整理事業(5) | 6 | 28 | **軌道許認可(3)(7)(7)(7)**、優生保護法(3)、地方長官会議(1) |
| | 平成30年5月 | 1 | 8 | 福岡市水道事績、港湾(8) | 6 | 19 | **軌道許認可(7)**、優生保護法(5)、**主基斎田(3)(1)(3)** |
| | 平成30年6月 | 6 | 41 | **軌道許認可(10)**、御成事蹟(3)、陸軍病床日誌(20)、市町村廃置分合(5)、人事例規他(2)、普通財産処分(1) | 5 | 25 | 陸軍病床日誌(8)、**軌道許認可(2)(11)**、辞令原簿(1) |

①百道松風園関係文書について

第 6 回企画展を開始した平成 27 年 7 月以降の利用申請総数は、88 件 515 冊である。このうち、百道松風園関係文書の申請数は、4 件 87 冊であった。調査期間*全体件数の約 18%で、冊数は約 7%である。また、簡易閲覧数については、調査期間の総数は 100 件 484 冊で、百道松風園関係文書の閲覧数は 1 件 3 冊であった。これは、全体件数の 1%で、全体冊数の 0.6%にあたる。

＊「調査期間」とは、調査対象の資料群に関わる企画展開始月から現在までを指す。

②主基斎田関係文書について

第 7 回企画展を開始した平成 28 年 2 月以降の利用申請総数は、77 件 464 冊である。このうち、主基斎田関係文書の申請数は、4 件 36 冊であった。調査期間全体件数の約 20%で、冊数は約 7%である。また、簡易閲覧数については、調査期間の総数は 97 件 480 冊で、主基斎田関係文書の閲覧数は、9 件 47 冊であった。これは、全体件数の約 9%で、全体冊数の約 9%にあたる。

③軌道許認可文書について

第 11 回企画展を開始した平成 29 年 11 月以降の利用申請総数は、35 件 163 冊である。このうち、軌道許認可文書の申請数は、8 件 47 冊であった。調査期間全体件数の約 45%で、冊数は約 28%である。また簡易閲覧数については、調査機関の総数は 72 件 375 冊で、軌道許認可文書の閲覧数は、26 件 150 冊であった。これは、全体件数の約 36%で、全体冊数の約 40%にあたる。

①～③の結果をまとめたのが表 3 である。

表 3

| 資料群 | 調査期間 | 調査期間利用申請数 | 対象文書利用数 | 調査期間簡易閲覧数 | 対象文書閲覧数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 百道松風園関係文書 | 平成27年7月～平成30年12月 | 88件（515冊） | 4件（37冊）<br>18%（7%） | 100件（484冊） | 1件（3冊）<br>1%（0.6%） |
| 主基斎田関係文書 | 平成28年2月～平成30年12月 | 77件（464冊） | 4件（36冊）<br>20%（7%） | 97件（480冊） | 9件（47冊）<br>9%（9%） |
| 軌道許認可文書 | 平成29年11月～平成30年12月 | 35件（163冊） | 8件（47冊）<br>45%（28%） | 72件（375冊） | 26件（150冊）<br>36%（40%） |

企画展で紹介した資料群の利用申請は、企画展開始後から現在までの期間で全体の約 22%、冊数としては全体の約 23%である。簡易閲覧件数に関しては全体の 36%、冊数としては全体の約 41%にのぼっている。

これらの数字は、資料群を主軸とした企画展が、後の利用増加に大きな効果を持つ、ということを示している。特に軌道許認可文書は資料群としてのボリューム（冊数）が大きいことから、継続的な利用を生じさせている、と考えられるのである。

また、展示では取り上げていないものの、継続的に利用が行われている資料として、「学齢簿（学籍簿）」や、「陸軍病床日誌」、「村（町）議会文書」など、時間的、地域的、分量的な「群」を形成している資料が多いことも付け加えておく。

**５、まとめ**

表 1 では、企画展とその観覧者数を確認した。観覧者数は、目玉となる資料のわかりやすさや話題性、希少性によって獲得しやすいことがわかった。山本作兵衛の炭坑画、国立公文書館の御署名原本、西南戦争もの錦絵が、多くの観覧者を獲得したように、である。

表 2、3 では、当館所蔵の「資料群」を用いた展示が、その後の利用増加に効果をあげていることを確認した。展示で資料群の存在を紹介することにより、群を為す資料の継続的長

期的利用が見込まれる。

来館者数が、公文書館という公共施設の評価指標の一つであることは無視できない。そのために観覧者を獲得しやすいテーマ型展示を切り捨てるわけにはいかない。

しかし、公文書館において展示が公文書閲覧利用のための普及活動という位置づけである以上、観覧者数だけを展示の評価指標とするのは誤りである。その後の利用にどうつながったか、ということこそが公文書館の展示の評価の基準であるべきだと考える。その意味で、当館所蔵の資料群をアピールするような所蔵資料展示により力を入れる必要があるのではないだろうか。

資料群の展示を行うためには、当館の所蔵資料について、日常的に調査を行い、資料の価値を評価し、県及び各自治体の歴史の中でそれらの資料がどのように位置づけられるのか、を把握しておくことは必須である。

しかし現状、文書の選別を行い、受入れ時にすべての文書に目を通している文書班と、展示を担当する総務企画班との間に、業務的交流がほとんどない。回覧されてくる選別目録だけでは、文書あるいは文書群の特色がつかみにくい。

今後の課題として、公文書館固有の業務（選別、目録作成、配架、利用、レファレンス、展示）について、文書班、総務企画班で業務的交流や情報共有の場を増やしていければ、と考える。百道松風園や主基斎田の資料群の存在については、初年度全員で行っていた選別作業に筆者も参加していたからこそ知り得たものであるし、軌道許認可文書についても、文書班の職員との何気ない情報交換の中から、その面白さを教えてもらったのである。

文書班と総務企画班のそれぞれの業務の特色を活かし、共有し、交流し、福岡共同公文書館の日常業務の成果発表を、展示室でお客様に見ていただき、さらなる利用の促進につながる、という良い循環ができれば、福岡共同公文書館のアイデンティティの発露という意味での資料展示が完成するのではないだろうか。

全国初の共同公文書館として開館してから 6 年。まだまだその特色を活かしきれているとは言い難い。10 年目の福岡共同公文書館の姿を思い描き、スタッフ全員で改めて業務の見直しや、それぞれの専門性の確立に努める時期なのだろう、と思う。

10 周年の年に行われるであろう特別展。その時、どのような内容の展示を行うかわかるはずもないが、今より次、今年より来年、とステップアップしていき、10 周年の展示が 5 周年のそれよりもずっと素晴らしいものとなるよう、今後も福岡共同公文書館の展示の在り方について模索し続けていきたいと思う。

# 福岡共同公文書館における利用審査について

総務企画班　佐藤　浩介

## 1　はじめに

福岡共同公文書館（以下「当館」という。）で所蔵している特定歴史公文書（以下「文書」という。）は、利用請求を行えば誰でも閲覧することができる。しかし、文書には個人情報をはじめとした利用制限情報が含まれている場合があり、それらの利用制限情報を閲覧に供することで個人等の権利利益を侵害する恐れがあることから、利用請求があった際には館内で審査を行ったうえで公開・一部公開・非公開の判断を行っている。

審査に当たっては、文書が作成又は取得されてからの「時の経過を考慮する」こととなっており、利用制限は30年を超えないものとする「30年ルール」を採用している。また30年を経過してもなお、利用制限すべき個人情報については、50年、80年、110年等の一定の期間を目安に公開することとしており、利用請求があった個々の文書の内容に応じて制限箇所を決めて利用決定を行ってきたところである。

本稿では、平成24年11月に開館し、6年余りが経過した当館におけるこれまでの審査実績を概観するとともに、運用面で考えられる今後の課題を記すこととする。

## 2　これまでの審査実績

### （1）各年度における利用請求

平成24年11月の開館から平成30年12月までの間に利用請求があった冊数は下表のとおりである。全体で1,389冊の利用請求があり、その内訳は、公開が877冊、一部公開が479冊、非公開が7冊、重複分及び取下げが26冊である。（審査済み文書の実冊数を明らかにするため、同一文書に2度の審査をした場合は「重複」として別計上した。）

（冊）

| | | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 県文書 | | **0** | **67** | **30** | **177** | **168** | **169** | **118** | **729** |
| | 公開 | 0 | 44 | 17 | 146 | 100 | 93 | 65 | 465 |
| | 一部公開 | 0 | 11 | 6 | 31 | 68 | 76 | 53 | 245 |
| | 非公開 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| | 重複 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| | 取下げ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市町村文書 | | **66** | **73** | **21** | **38** | **161** | **146** | **155** | **660** |
| | 公開 | 62 | 52 | 9 | 24 | 117 | 63 | 85 | 412 |
| | 一部公開 | 0 | 13 | 12 | 14 | 43 | 83 | 69 | 234 |
| | 非公開 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 重複 | 3 | 8 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 13 |
| | 取下げ | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 全体 | | **66** | **140** | **51** | **215** | **329** | **315** | **273** | **1,389** |
| | 公開 | 62 | 96 | 26 | 170 | 217 | 156 | 150 | 877 |
| | 一部公開 | 0 | 24 | 18 | 45 | 111 | 159 | 122 | 479 |
| | 非公開 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| | 重複 | 3 | 20 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 25 |
| | 取下げ | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

※平成30年度は12月末までの実績

### （2）完結年度

これまでの審査実績のうち、当該文書の完結年度を30年ごとに区切った冊数は図1のとおりである。最も冊数が多いのは昭和3年～昭和32年（1928～1957）の年代であった。この年代においては、県文書では主基斎田事蹟、軌道許認可、陸軍病床日誌、引揚関係事績といった資料が、また市町村文書では、学籍簿、引揚関係事績といった資料が多く移管され、それらの利用請求が多かったため、審査実績が多くなっている。

また、この年代においては、一部公開の割合が前の年代と比べて高くなっているが、その要因としては、①経過年数が80年未満となる年度を含むため制限情報が比較的多いこと、②引

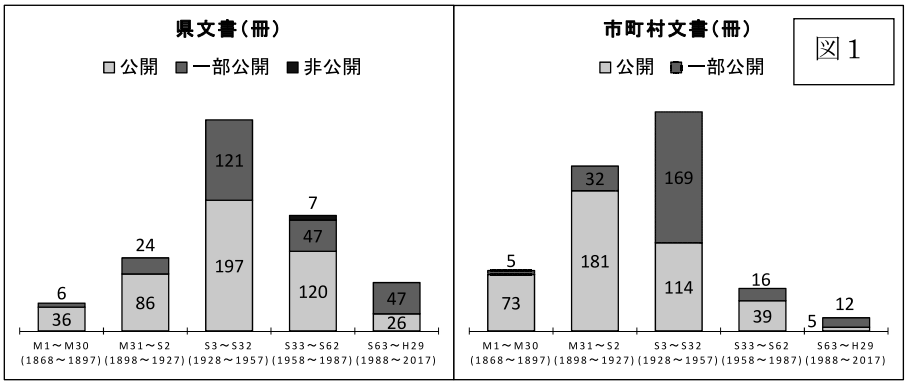


図1

揚関係など制限情報が多い資料であること、③本籍情報を含む学籍簿が多く含まれること（市町村文書）といった点が挙げられる。

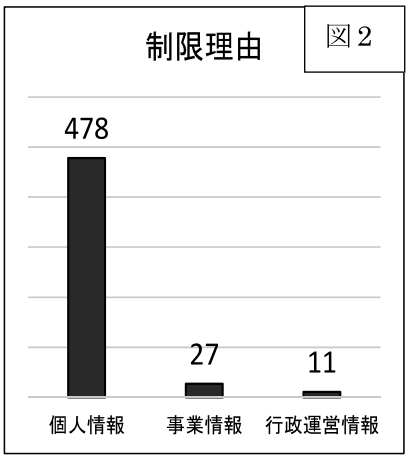
なお、明治期から昭和２年までの年代で一部公開となっている文書の利用制限の理由については、個人の本籍情報が多くを占めている。

### （３）一部公開及び非公開の制限理由

県文書及び市町村文書のうち、一部公開及び非公開となった文書の制限理由は図２のとおりである。事業情報とは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものである。法人の代表者印などがこれに該当する。

行政運営情報は、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのあるものである。

なお、１冊の文書に複数の制限情報が記載されている場合があるため、２（１）で示した全体冊数（一部公開及び非公開）とは必ずしも同じ値とはならない。図２を見ると、個人情報を理由とした制限が圧倒的に多いことが分かる。




### ３　今後の課題

利用審査における運用面での課題の一つは、審査期間についてである。当館では利用請求を受け付けて 15 日以内に利用決定をすることとなっているが、請求冊数が多い場合などは、利用決定をさらに 15 日間延長する（合計 30 日となる）ことができるようになっている。基本的に当館は事前審査をしておらず、文書の目録情報がホームページ上で公開された段階では全て「要審査」となっているため、利用者は必ず 15 日以内又は 30 日以内の審査期間を待たなければならない。さらに、審査の結果が「公開」であり、原本が閲覧に耐えうる状態であれば審査後速やかに閲覧に供することができるが、原本の汚損が激しい場合は、複製物を作成するために全ての頁をスキャニングする時間がかかる。また、「一部公開」であれば黒塗り作業と黒塗り箇所の二重チェックに要する時間もかかることになる。２（１）で示したとおり、平成 30 年度 12 月までの一部公開文書は、県と市町村合わせて 122 冊であるが、今後利用冊数が増加していくと、作業が追い付かなくなってくる可能性も出てくる。目録情報を公開する時点で事前審査が済んでいることが理想的だが、限られた人員体制では難しいのが現状である。

もう一つの課題は、審査時点からの時の経過と制限情報の再検討についてである。冒頭でも記したとおり、当館では 30 年ルールを採用しているほか、50 年、80 年、110 年等の一定の期間を目安に公開する情報を定めている。例えば、ある文書を審査した際に、その時点で経過年数が 29 年であったことから個人情報を制限した場合、翌年度には経過年数が 30 年を迎えることから制限を外す必要があるのではないかという問題である。当館では、一度審査した文書は、簡易閲覧の申込みができるようになっており、審査無しで閲覧することができるため、経過年数が 30 年や 50 年といった節目の年数を越えても、職員が気付きにくい仕組みとなっている。このことについては、利用者から改めて利用請求が行われることで再度審査する機会を設けることはできるが、現在のところ実績は無い。特に終戦前後である昭和 20 年頃の文書には、80 年の制限期間を理由に一部公開とした文書が多く、これらが経過年数 80 年を迎える今後 10 年程の間に大きな課題となってくると考えられる。

以上、当館の利用審査についての現状とこれからの課題を述べた。公文書管理法で、公文書が「国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」とされていることからも、利用審査は当館の重要な業務であると言える。今後も利用しやすい公文書館となっていくよう努めていかなければならないと思う。

# 参　考　資　料

## 福岡県立公文書館条例

目次

第一章　総則(第一条・第二条)
第二章　歴史公文書の保存、利用等(第三条―第十二条)
第三章　審査請求等
第一節　諮問等(第十二条の二―第十六条)
第二節　福岡県特定歴史公文書利用審査会(第十七条―第二十五条)
第四章　雑則(第二十六条―第三十三条)
附則

### 第一章　総則

(公文書館の設置)

第一条　歴史資料として重要な公文書(以下「歴史公文書」という。)を適切に保存し、一般の利用に供するため、公文書館法(昭和六十二年法律第百十五号)第五条第一項の規定により公文書館を設置する。

2　公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 福岡県立公文書館 | 筑紫野市 |

(利用の承認等)

第二条　福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)第三条から第六条まで及び第九条の規定は、公文書館の利用の承認等について適用する。

### 第二章　歴史公文書の保存、利用等

(歴史公文書の保存等)

第三条　知事は、次に掲げる歴史公文書について、第二十八条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、公文書館において永久に保存しなければならない。

一　知事が管理する歴史公文書(次号に掲げるものを除く。)のうち、知事が別に定める基準により選別したもの

二　知事以外の県の機関(議会、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。次項及び第十三条第二項において「移管元機関」という。)が、当該機関が別に定める基準により、公文書館において保存すべきものとして選別し、知事に移管した歴史公文書

2　県の機関(知事及び移管元機関をいう。以下同じ。)は、公文書館において保存しようとする歴史公文書について、第五条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付することができる。

3　知事は、公文書館において保存される歴史公文書(以下「特定歴史公文書」という。)について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

4　知事は、特定歴史公文書に個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。

5　知事は、特定歴史公文書の分類、名称その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(利用請求の方法)

第四条　特定歴史公文書の利用を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「利用請求書」という。)を知事に提出しなければならない。

一　特定歴史公文書の利用を請求するものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

二　利用の請求をしようとする特定歴史公文書の目録(前条第五項の目録をいう。)に記載された名称

三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、特定歴史公文書の利用を請求したもの(以下「利用請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求の取扱い)

第五条　知事は、前条第一項の規定による特定歴史公文書の利用の請求(以下「利用請求」という。)があったときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させなければならない。

一　当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

イ　福岡県情報公開条例(平成十三年福岡県条例第五号。以下「情報公開条例」という。)第七条第一項第一号に掲げる情報

ロ　情報公開条例第七条第一項第二号、第四号イ若しくはホ、第五号、第七号又は第八号に掲げる情報

ハ　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を公文書館において保存する前に管理していた県の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

二　当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合

2　知事は、利用請求に係る特定歴史公文書が前項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第三条第二項による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3　知事は、第一項第一号に掲げる場合であっても、同号イからハまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第六条　知事は、前条第一項第一号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求に対する決定及び通知)

第七条　知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2　知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第八条　前条各項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求があった日から十五日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を十五日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第九条　利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から三十日以内にその全てについて利用決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第一項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　本条を適用する旨及びその理由

二　残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出機会の付与等)

第十条　利用請求に係る特定歴史公文書に県、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。)、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社(情報公開条例第二条第三項に規定する地方三公社をいう。)並びに利用請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第七条第一項第一号ロ、同項第二号ただし書又は同項第五号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、第七条第一項の決定(以下「利用決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3　知事は、特定歴史公文書であって第五条第一項第一号ハに該当するものとして第三条第二項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該意見を付した県の機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4　知事は、第一項及び第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、知事は、利用決定後直ちに、当該意見書(第十三条第一項第二号及び第十四条第三号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第十一条　知事が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が定める方法により行う。

2　前項の閲覧又は視聴の方法により特定歴史公文書を利用させる場合にあっては、知事は、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しにより、これを利用させることができる。

(費用負担)

第十二条　写しの交付により特定歴史公文書を利用するものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

## 第三章　審査請求等

### 第一節　諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第十二条の二　利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第十三条　利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県特定歴史公文書利用審査会に諮問しなければならない。

一　審査請求が不適法であり、却下する場合

二　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2　知事は、前項の審査請求が第三条第一項第二号に掲げる文書に係るものである場合は、当該文書を移管した移管元機関に審査請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知するとともに、当該文書の利用の制限について意見を聴かなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第十四条　知事は、前条第一項の規定により諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一　審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

二　利用請求者(利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三　当該審査請求に係る利用決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第十五条　第十条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一　利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二　審査請求に係る利用決定等(利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(苦情の処理)

第十六条　知事は、利用請求者又は特定歴史公文書の利用に関して不服のあるものから苦情の申出があった場合には、迅速かつ公正に処理しなければならない。

2　前項の場合において、苦情の申出の内容が行政不服審査法の規定に基づき審査請求ができる

事項又は利用請求の取扱いに関する重要な事項に係るものであって、知事において必要があると認めるものについては、福岡県特定歴史公文書利用審査会の意見を聴くものとする。

## 第二節　福岡県特定歴史公文書利用審査会

(審査会の設置)

第十七条　次に掲げる事務を行うため、福岡県特定歴史公文書利用審査会(以下「審査会」という。)を置く。

一　第十三条第一項の規定による諮問に応じて答申すること。

二　前条第二項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。

三　特定歴史公文書の利用に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

(審査会の調査権限)

第十八条　審査会は、必要があると認めるときは、知事に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された特定歴史公文書の開示を求めることができない。

2　知事は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3　審査会は、必要があると認めるときは、知事に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4　第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5　審査会は、前条第二号及び第三号に規定する事務を行うため必要があるときは、知事又は苦情の申出をしたものに意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第十九条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(委員による調査手続)

第二十条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第十八条第一項の規定により提示された特定歴史公文書を閲覧させ、同条第四項及び第五項の規定による調査をさせ、又は前条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第二十一条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧等)

第二十二条　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2　審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第二十三条　審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第二十四条　審査会は、第十三条第一項の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(秘密を守る義務)

第二十五条　審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第四章　雑則

(利用の促進)

第二十六条　知事は、特定歴史公文書(第五条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(県の機関による利用の特例)

第二十七条　県の機関がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして特定歴史公文書を利用する場合には、第四条、第十一条及び第十二条の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書の廃棄)

第二十八条　知事は、特定歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくな

ったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

(保存及び利用の状況の公表)

第二十九条　知事は、毎年一回、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について公表しなければならない。

(使用料)

第三十条　公文書館の施設を利用するものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2　既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第三十一条　知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第三十二条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第三十三条　第二十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二章(第三条の規定を除く。)の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日

二　第三条第一項第二号中公安委員会及び警察本部長に係る部分　公布の日から起算して四年を超えない範囲内において規則で定める日

(福岡県情報公開条例の一部改正)

2　福岡県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

三　特定歴史公文書（福岡県立公文書館条例（平成二十四年福岡県条例第三号）第三条第三項に規定する特定歴史公文書をいう。）

(福岡県個人情報保護条例の一部改正)

3　福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号に次のように加える。

ハ　特定歴史公文書（福岡県立公文書館条例（平成二十四年福岡県条例第三号）第三条第三項に規定する特定歴史公文書をいう。第六十六条第一項及び第七十条において同じ。）

第六十六条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第二章及び第三章の規定は、特定歴史公文書に記録されている個人情報については、適用しない。

第七十条中「公文書」の下に「（特定歴史公文書を含む。次条において同じ。）」を加える。

第二号第二項に次の一号を加える。

附　則

(施行期日)

第一条　この条例は、平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(福岡県立公文書館条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条　第一条の規定による改正後の福岡県立公文書館条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則

この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

別表(第三十条関係)

| 区分 | 金額(一時間につき) |
|---|---|
| 研修室 | 一、一五〇円 |
| 会議室 | 三九〇円 |

備考

一　使用時間が一時間未満であるときは、一時間とし、当該使用時間が一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として算定する。

二　この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の使用料の額は、規則で定める。

## 福岡県市町村公文書館条例

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　歴史公文書の保存、利用等（第５条－第１４条）
第３章　審査請求等
第１節　諮問等（第１４条の２－第１８条）
第２節　福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会（第１９条－第２７条）
第４章　雑則（第２８条－第３４条）
附則

### 第１章　総則

（公文書館の設置）

第１条　福岡県内の政令市を除く市町村（以下「市町村」という。）の歴史資料として重要な公文書（以下「歴史公文書」という。）を適切に保存し、一般の利用に供するため、公文書館法（昭和６２年法律第１１５号）第５条第１項の規定により公文書館を設置する。

２　公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 福岡県市町村公文書館 | 筑紫野市 |

（利用の承認等）

第２条　公文書館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、管理者の承認又は許可を受けなければならない。

２　前項の承認又は許可については、この条例に定めるもののほか、管理者が別に定める。

３　管理者は、次の各号の一に該当する者については、第一項の承認又は許可を与えないことができる。

（１）　他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのある者

（２）　風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

（３）　感染性疾患がある者

（４）　予定された利用者の数を超えることとなる者

（５）　その他利用させることにより、公文書館の設置目的に照らして、管理運営上支障があると認められる者

（６）　公益を害し、又は害すると明白に認められる者

（利用者の義務）

第３条　利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　利用に関し、法令又はこの条例若しくはこれに基づく利用に関する規程その他命令等に違反しないこと。

（２）　他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす行為をしないこと。

（３）　風紀をみだす行為をしないこと。
（４）　施設内に、みだりにごみその他の汚物を捨てないこと。
（５）　施設の原状を変更しないこと。
（６）　承認又は許可された用途以外の利用をしないこと。
（７）　施設その他物件を損傷しないこと。
（８）　管理者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって当該施設を利用すること。
（９）　その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。

（利用の承認又は許可の取消し等）

第４条　管理者は、次の各号の一に該当する場合は、第２条第１項の承認若しくは許可を取り消し、又は公文書館の施設の利用を中止し、若しくは中止させることができる。
（１）　利用者が、利用に関する規程若しくはそれらに基づいて発せられる指示に違反したとき又は粗暴な若しくはけん騒な行為等により利用上の秩序を乱し、又は乱すおそれのあるとき。
（２）　利用者が、施設を損傷し、又は損傷させるおそれがあるとき。
（３）　第２条第３項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
（４）　公の行事、改装工事その他の事由により福岡県自治振興組合において施設の利用を停止する必要が生じたとき。
（５）　その他公文書館の適正な運営管理を保つために必要があるとき。

## 第２章　歴史公文書の保存、利用等

（歴史公文書の保存等）

第５条　管理者は、市町村から移管された歴史公文書について、第３０条の規定により廃棄又は移管する場合を除き、公文書館において永久に保存しなければならない。
２　管理者は、公文書館において保存される歴史公文書（以下「特定歴史公文書」という。）について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
３　管理者は、特定歴史公文書に個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。
４　管理者は、特定歴史公文書の分類、名称その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（利用請求の方法）

第６条　特定歴史公文書の利用を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「利用請求書」という。）を管理者に提出しなければならない。

（１）　特定歴史公文書の利用を請求するものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

（２）　利用の請求をしようとする特定歴史公文書の目録（前条第４項の目録をいう。）に記載された名称

（３）　前２号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　管理者は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、特定歴史公文書の利用を請求したもの（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、管理者は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用請求の取扱い）

第７条　管理者は、前条第１項の規定による特定歴史公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）があったときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させなければならない。

（１）　当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報（当該特定歴史公文書を移管した市町村（以下「移管元自治体」という。）の情報公開条例等において公にしないこととされる情報を除く。）を除く。

（ア）　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

（イ）　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められている情報

（ウ）　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成２１年法律第６６号）第２条第２項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）第１条に規定する地方住宅供給公社をいう。）、地方道路公社（地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）第１条に規定する地方道路公社をいう。）及び土地開発公社（公有地の

拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）第１０条に規定する土地開発公社をいう。）（以下「地方三公社」という。）の役員及び職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

イ　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、財産、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（ア）　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ）　移管元自治体の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ウ　移管元自治体並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

エ　移管元自治体又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（ア）　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

（イ）　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、移管元自治体又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

（ウ）　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ効率的な遂行を不当に阻害するおそれ

（エ）　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

（オ）　国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

オ　公にすることにより犯罪の予防、鎮圧又は検査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがあると移管元自治体が認めることにつ

き相当の理由がある情報

カ　アからオまでに定めるもののほか、移管元自治体の情報公開条例において公にしないとされる情報

（２）　当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合

２　管理者は、利用請求に係る特定歴史公文書が前項第１号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮しなければならない。

３　管理者は、前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、次の区分により移管元自治体と協議をし、又は移管元自治体の意見を聴かなければならない。ただし、利用請求に係る特定歴史公文書が第１項第１号に該当することが明らかである場合又は該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

（１）　作成又は取得されてから３０年を経過していない公文書　移管元自治体と協議を行う

（２）　作成又は取得されてから３０年を経過した公文書　移管元自治体の意見の聴取

４　管理者は、第１項第１号に掲げる場合であっても、同号アからカまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第８条　管理者は、前条第１項第１号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより、本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求に対する決定及び通知）

第９条　管理者は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨を決定し、利用請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

２　管理者は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限）

第１０条　前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から１５日以内にしなければならない。ただし、第６条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を１５日以内に限り延長することができる。この場合において、管理者は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第１１条　利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から３０日以内にそのすべてについて利用決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、管理者は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、管理者は、同条第１項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）　本条を適用する旨及びその理由

（２）　残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限

（第三者に対する意見提出機会の付与等）

第１２条　利用請求に係る特定歴史公文書に移管元自治体及び国等並びに利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、管理者は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　管理者は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が第７条第１項第１号ア（イ）若しくは同号イただし書に規定する情報又は同号カの定めるところにより人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認めるときは、第９条第１項の決定（以下「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

３　管理者は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、管理者は、利用決定後直ちに、当該意見書（第１５条第１項及び第１６条第３号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第１３条　管理者が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して管理者が定める方法により行う。

２　前項の閲覧又は視聴の方法による特定歴史公文書の利用にあっては、管理者は、当該特定歴

史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しにより、これを利用させることができる。

（費用負担）

第１４条　写しの交付により特定歴史公文書を利用する者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

## 第３章　審査請求等

### 第１節　諮問等

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第１４条の２　利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第１５条　利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会に諮問しなければならない。

（１）　審査請求が不適法であり、却下する場合

（２）　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

２　管理者は、前項の審査請求があった場合は、当該文書の移管元自治体に審査請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知するとともに、当該文書の利用の制限について意見を聴かなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第１６条　管理者は、前条第１項の規定により諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（１）　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。（以下同じ。）

（２）　利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（３）　当該審査請求に係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第１７条　第１２条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（１）　利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（２）　審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決（第

三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（苦情の処理）

第１８条　管理者は、利用請求者又は特定歴史公文書の利用に関して不服のあるものから苦情の申出があった場合には、迅速かつ公正に処理しなければならない。

２　前項の場合において、苦情の申出の内容が行政不服審査法の規定に基づき審査請求ができる事項又は利用請求の取扱いに関する重要な事項に係るものであって、管理者において必要があると認めるものについては、福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会の意見を聴くものとする。

## 第２節　福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会

（審査会の設置）

第１９条　次に掲げる事務を行うため、福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（１）　第１５条第１項の規定による諮問に応じて答申すること。

（２）　前条第２項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。

（３）　特定歴史公文書の利用に関する重要な事項について、管理者の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

（審査会の調査権限）

第２０条　審査会は、必要があると認めるときは、管理者に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された特定歴史公文書の開示を求めることができない。

２　管理者は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審査会は、必要があると認めるときは、管理者に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

４　第１項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は管理者（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

５　審査会は、前条第２号及び第３号に規定する事務を行うため必要があるときは、管理者又は苦情の申出をしたものに意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第２１条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、そ

の限りでない。

２　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（委員による調査手続）

第２２条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第２０条第１項の規定により提示された特定歴史公文書を閲覧させ、同条第４項及び第５項の規定による調査をさせ、又は前条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の提出）

第２３条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料等の閲覧等）

第２４条　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

２　審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　審査会は、第１項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第２５条　審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第２６条　審査会は、第１５条の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（秘密を守る義務）

第２７条　審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第４章　雑則

（利用の促進）

第２８条　管理者は、特定歴史公文書（第７条の規定により利用させることができるものに限

る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（行政利用の特例）

第２９条　移管元自治体がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書を利用する場合には、第６条、第１３条及び第１４条の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書の廃棄等）

第３０条　管理者は、特定歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄し、又は移管元自治体へ移管することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

第３１条　管理者は、毎年一回、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について公表しなければならない。

（規則への委任）

第３２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第３３条　第２７条の規定に違反して秘密を漏らしたものは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

（過料）

第３４条　施設を無断で使用した者又は第３条第１号、第２号及び第４号から第７号までの規定に違反した利用者に対しては、５万円以下の過料を科するものとする。

附　則

（施行期日）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

**福岡共同公文書館は、**
**福岡県と県内全市町村（政令市を除く。）が共同で設置・運営する公文書館です。**
**このように、県と市町村の共同による公文書館は全国で初めての取り組みです。**




**福岡県マスコットキャラクター**
**エコトン**




**福岡共同公文書館には宝くじの**
**収益金が活用されています。**

年報第７号　平成30年度　福岡共同公文書館年報
発行年月：令和元年７月
編集・発行：福岡共同公文書館
（福岡県立公文書館・福岡県市町村公文書館）
〒818－0041 福岡県筑紫野市上古賀１丁目３番１号
TEL：092－919－6166　FAX：092－919－6168
E-Mail：kobunsyokan@pref.fukuoka.lg.jp
http://kobunsyokan.pref.fukuoka.lg.jp/